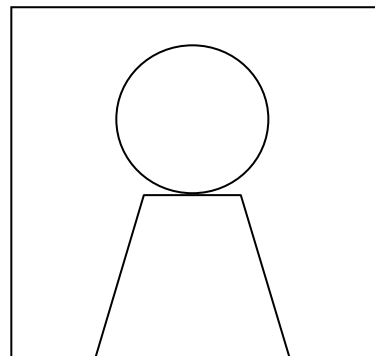


第三次地域福祉活動計画（原案）

平成22年12月

社会福祉法人 川越市社会福祉協議会

はじめに



平成23年3月

社会福祉法人 川越市社会福祉協議会
理事長 石川 稔

目 次

第1章 計画の概要

1	計画の見直しに向けた基本的な考え方	1
(1)	計画の一体的見直しの背景	1
(2)	計画の一体的見直しの趣旨	2
2	計画の構成	4
(1)	地域福祉計画・地域福祉活動計画・地区別福祉プラン	4
(2)	計画の位置づけ	6
3	計画期間	7
4	基礎的単位	7
5	計画の策定体制・方法	7
(1)	計画策定委員会	7
(2)	職員による検討会議	8
(3)	市民参画	8
6	計画の推進・進行管理	11
(1)	各計画の推進	11
(2)	進行管理	12

第2章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	14
2	目指す姿（将来像）	15
3	基本方針	16
4	重点化項目	18
(1)	『自助と共助の活性化』を図るために	19
(2)	『自助・共助と公助との相互連携』を図るために	20
5	施策体系（地域福祉活動計画）	22

第3章 施策の展開	25
基本方針1	26
基本方針2	36
基本方針3	48
基本方針4	62
基本方針5	71

資料編（関連資料）については、別冊をご覧ください。

第1章 計画の概要

1 計画の見直しに向けた基本的な考え方

(1) 計画の一体的見直しの背景

平成4年に全国社会福祉協議会から地域福祉活動計画策定に係る手引きが出されたのを受け、川越市社会福祉協議会では平成6年度に地域福祉活動計画を策定し、平成14年度には、10年間を計画期間とする第二次地域福祉活動計画を策定しました。

一方、川越市では、平成12年の社会福祉法の改正により、市町村に地域福祉計画の策定が位置づけられ、平成16年度に埼玉県が地域福祉支援計画を策定したのを受け、平成18年度に、5年間を計画期間とする地域福祉計画を策定しました。

現在、川越市が策定した地域福祉計画と川越市社会福祉協議会が策定した第二次地域福祉活動計画の連携により地域福祉の推進を図っていますが、この2つの計画は「地域福祉の推進」という同一の目的で策定する計画であるため、国や全国社会福祉協議会などでは、両計画を共通の理念や施策方針のもとに一体的に策定をし、相互に補完・補強し合いながら推進を図ることが望ましいとしています。

『地域福祉計画策定への協力ならびに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取り組み方針』社会福祉法人全国社会福祉協議会策定 より要旨を抜粋

従来、全国社会福祉協議会では、市町村自治体が公的なサービスおよびそれと住民等による福祉活動との連結による総合的なサービスを内容として策定するものを「地域福祉計画」、市区町村社協が中心となり住民等による福祉活動および地域福祉計画の実現を支援するための活動を計画化したものを「地域福祉活動計画」とし、住民等による福祉活動自体は地域福祉活動計画に盛り込み、当該福祉活動に対する行政による支援については地域福祉計画に盛り込むよう整理していた。

しかし、平成12年に改正された社会福祉法において市区町村に地域福祉計画の策定が法定化され、その策定過程において住民の意見を反映させるために必要な措置を講じること＝「住民参加」が強調されたこととならんで、その内容に、地域福祉活動への参加の促進に関する事項が盛り込まれ、策定過程で合意された場合には、住民等による福祉活動自体も市区町村の地域福祉計画に盛り込まれることが想定されている。

したがって、市区町村の地域福祉計画と市区町村社協の地域福祉活動計画において盛り込まれる共通事項が増えることから、計画策定のプロセスおよび地域福祉推進の基本理念等を共有化するなど、地域福祉計画および地域福祉活動計画の一体的策定が重要となる。

(2) 計画の一体的見直しの趣旨

少子高齢化や核家族化の進展、生活様式の変化等により、以前に比べ地域住民同士の関係が薄れ、相互扶助機能は弱体化し、高齢者や障害のある方などの要援護者は厳しい状況下に置かれています。また、青少年や中年層においても生活不安、ストレスが増大し、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりといった問題が生じるなど、市民が抱える福祉課題は多種・多様化してきています。

こうした地域社会で発生する課題を解決し、誰もがその人らしく安心して地域で生活できるようにするためには、公的サービスの充実のみならず、地域住民や各種団体、事業者等が相互に助け合い、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

そこで、川越市及び川越市社会福祉協議会では、今まで以上に、より積極的に地域福祉の推進を図るため、平成22年度に川越市地域福祉計画の計画期間が終了となることに伴い、川越市地域福祉計画と川越市社会福祉協議会の第二次地域福祉活動計画を見直し、平成23年度を始期とする第二次川越市地域福祉計画と第三次川越市社会福祉協議会地域福祉活動計画を一体的に策定することとしました。

また、住民にとって最も身近な生活の場である地域において、住民や各種団体、事業者等による支え合い・助け合いの活動の活性化を図るため、基礎的単位*である22の地区社会福祉協議会区域において、第二次川越市地域福祉計画及び第三次川越市社会福祉協議会地域福祉活動計画と理念を共有する地区別福祉プラン*を策定することとしました。

※ 川越市社会福祉協議会の第二次地域福祉活動計画は平成23年度までを計画期間としていましたが、計画期間を1年繰り上げることとしました。

*基礎的単位・・・7ページの「4 基礎的単位」を参照。

*地区別福祉プラン・・・5ページの「地区別福祉プランとは」を参照。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

〔共有〕

地域福祉推進の理念・方向性
地域の福祉課題・社会資源の状況

地域福祉を積極的に推進するため
両計画を一体的に策定

地域福祉計画

住民参加の取り組み
民間活動の基盤整備
協働の地域づくり

地域福祉活動計画

住民参加

地区別福祉プラン

2 計画の構成

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画・地区別福祉プラン

障害の有無や年齢、性別などに関係なく、住民の一人ひとりが、住み慣れた地域で、その人らしく輝き、安心して、生きいきと暮らせるよう、住民同士、各種団体や事業者等と行政との支え合い・助け合いによる地域社会の構築を図る取り組み、それが地域福祉です。

そこで、地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画・地域福祉活動計画・地区別福祉プランの3つの計画を定めることとします。

◆地域福祉計画とは◆

地域福祉計画は、社会福祉法第107条において、市町村に策定が位置づけられている行政計画です。社会福祉法では、地域福祉の推進主体の第一に地域住民を掲げ、その他各種団体の相互連携により推進を図ることとしています。

そこで、第二次川越市地域福祉計画では、市民の方々や各種団体の意見を取り入れ、『市民一人ひとりが取り組むこと』【自助】、『地域で協力して取り組むこと』【共助】、そしてそれを支えるために『行政等が取り組むこと』【公助】として、行動理念（考え方）や代表的な取り組みについて定め、公私の役割や協働のあり方などを示すこととします。（行政等が取り組むことだけでなく、住民や各種団体の役割についても規定するのが地域福祉計画の特徴です。）

なお、地域福祉の充実度については数値等で測定することが困難なため、第二次川越市地域福祉計画では具体的な数値目標は掲げませんが、主体ごとに、15ページの将来像を目指すこととします。

◆地域福祉活動計画とは◆

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図る団体」として位置づけられた市町村社会福祉協議会が、住民や各種団体の自主的・自発的な福祉活動の活性化を図ることを目的に、地域福祉活動の育成・支援や活動しやすい環境づくりに関する事業活動を定める民間の活動・行動計画です。

第三次川越市社会福祉協議会地域福祉活動計画では、各事業について、実施主体・協力機関や実施スケジュールを定め、可能な範囲で年度ごとの数値目標を掲げ、第二次川越市地域福祉計画と同様に、15ページに記載する将来像を目指すこととします。

◆地区別福祉プランとは◆

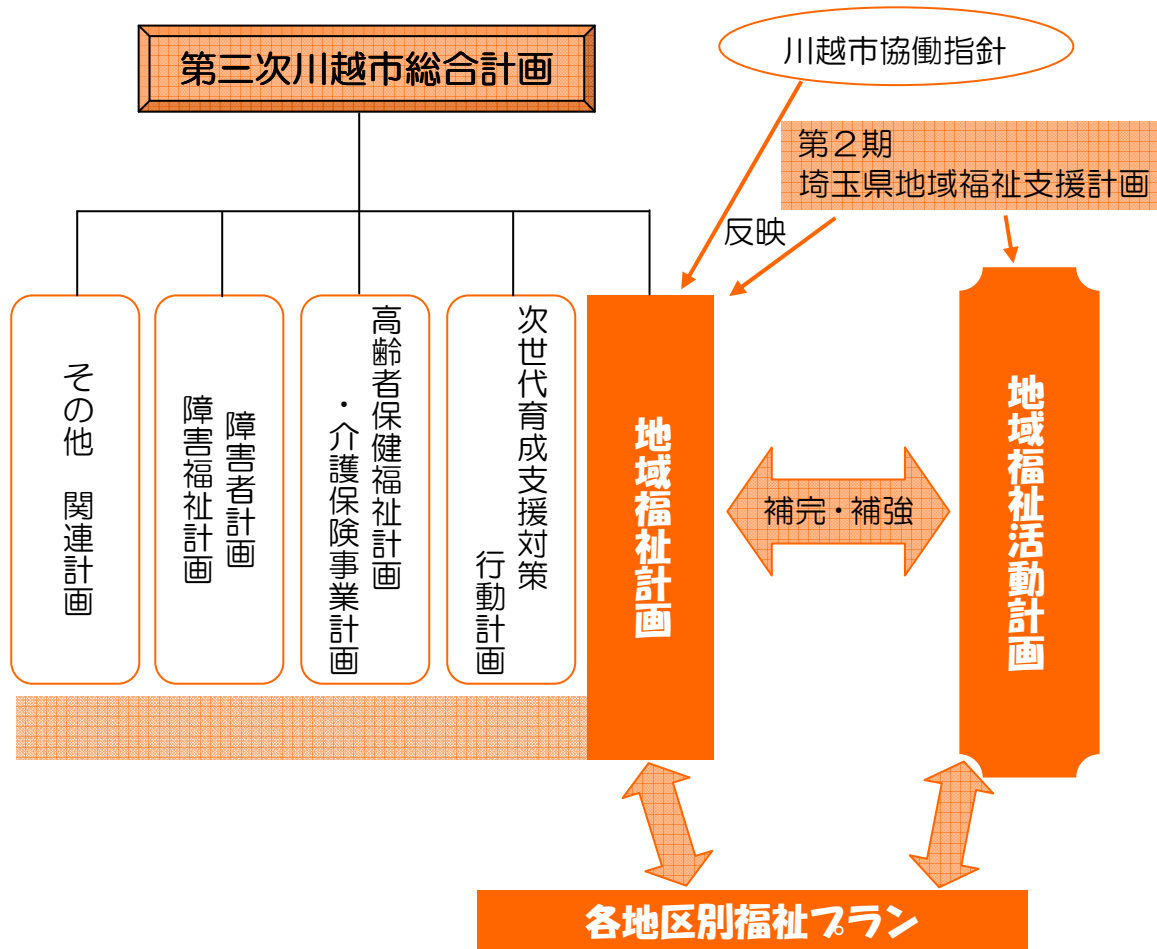
地区別福祉プランは、地域福祉計画及び地域福祉活動計画で基礎的単位と位置づける地区社会福祉協議会の区域ごとに、住民や各種団体による地域福祉推進の方法を具体化するもので、地区における実施計画に値します。

川越市は市域が広く、地区によって町並みに特色があるほか、住民の平均年齢や年齢構成に著しい特徴が見られる地区もあります。また、地区にある公共施設や社会福祉施設などの社会資源や住民の各種取り組みも異なっています。こうした様々な要因によって、地区が抱える福祉課題もそれぞれで異なっています。

地区別福祉プランでは、地区で抱える福祉課題の解決を図ることを目的とする、住民や各種団体、事業者等による支え合い・助け合いの活動を促進するために、地区社会福祉協議会が中心となって地区内での協議・検討を行い、具体的な取り組みや目標を定めることとします。

※ 以下、第二次川越市地域福祉計画は「地域福祉計画」と、第三次川越市社会福祉協議会地域福祉活動計画は「地域福祉活動計画」と、それぞれ記載します。

(2) 計画の位置づけ



◆地域福祉計画◆

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定められた行政計画で、第三次川越市総合計画や関連する「川越市高齢者保健福祉計画・川越市介護保険事業計画」、「川越市障害者計画」、「川越市次世代育成支援対策行動計画」、「川越みんなの健康プラン」、「川越市生涯学習基本構想・基本計画」などと整合性を図った計画です。

◆地域福祉計画・地域福祉活動計画◆

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、埼玉県が定めた第2期地域福祉支援計画に示された地域福祉の理念を考慮した計画です。

◆地区別福祉プラン◆

地区別福祉プランは、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の理念を踏まえ、地区ごとに地域福祉を推進する具体的な方法や目標を定める計画です。

3 計画期間

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、ともに平成23年度を初年度とし、平成27年度までの5年間を計画期間とします。また、社会状況の変化や国・県における地域福祉施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

地区別福祉プランについては、平成23年度から地区ごとに策定に着手し、策定後から平成27年度までを計画期間とします。

4 基礎的単位

「地域」の概念については、隣り近所から班、自治会、小学校区、広くは市全域まで、人それぞれでとらえ方が異なり、また住民活動も様々な単位で行われています。

そうしたなか、川越市では概ね自治会連合会の支会を単位として、市内全域を網羅するかたちで22の地区社会福祉協議会が設立され、地区の中心となって福祉活動を展開していることから、本計画においては、地区社会福祉協議会区域を『地域福祉推進の基礎的単位』とします。

5 計画の策定体制・方法

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、平成21年度から平成22年度にかけて、計画策定委員会での審議を中心に、市民及び団体等を対象にした基礎調査、地域福祉エリアミーティング（ワークショップ）、パブリックコメントを行うなど、市民参画のもとに策定しました。

(1) 計画策定委員会

川越市では、地域福祉に関する事項を審議するため、学識経験者や各関係機関・団体の代表、一般公募市民の19名で構成する川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を設置していることから、同専門分科会を地域福祉計画

の策定委員会と位置づけました。

また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定を行うため、川越市社会福祉協議会では、同専門分科会の委員に地域福祉活動推進委員会委員を委嘱し、当委員会を地域福祉活動計画の策定委員会と位置づけました。

そのうえで、両計画の一体的策定に向け、計画策定委員会を合同開催し、計画案策定に向けた審議を行いました。

(2) 職員による検討会議

職員による検討体制として、川越市と川越市社会福祉協議会、それぞれにおいて関係する部署の所属長を中心とした会議と担当職員を中心とした会議を設け、地域福祉推進にあたっての施策や事業の検討を各々で行いました。

(3) 市民参画

① 市民及び団体等を対象とした基礎調査

【趣旨】

地域の課題や地域活動の状況、市民ニーズを把握し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の基礎資料とするため、調査を実施しました。

【実施時期】

平成21年11月27日(金)～平成21年12月18日(金)

【対象者と回収状況】

市民調査 川越市に居住する18歳以上（平成21年11月1日現在）
の1%にあたる方 標本数：2,904名

（年齢層7区分(18歳～24歳、25歳～34歳、以後10歳刻み、75歳以上まで)ごとに、人口の1%(男女0.5%ずつ)を各地区同数ずつ無作為抽出

〔回収数〕 1,387票 〔回収率〕 47.8%

団体等調査 地域福祉の推進にあたり重要な役割を担う団体等

標本数：1,741団体等

（地区社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、こども会、老人クラブ、福祉施設、ボランティア団体、NPO法人、障害者団体、子育てサークル等

〔回収数〕 1,416票 〔回収率〕 81.3%

② 地域福祉エリアミーティング（ワークショップ）

【趣旨】

地区社会福祉協議会や自治会、福祉施設などの関係機関が集まり、地区で抱える課題やその解決方法について協議・検討を行いました。

そこで挙げられた課題や解決方法などを住民意見として、地域福祉計画及び地域福祉活動計画に反映させ、また、検討結果については、今後の地区別福祉プランの策定につなげることも目的としました。

【開催時期】

第1回目 平成22年6月21日(月)～平成22年7月5日(月)

第2回目 平成22年9月13日(月)～平成22年9月29日(水)

【開催場所】

第1回目 22地区別に6会場（公民館 等）

第2回目 22地区別に7会場（公民館 等）

【対象者と参加者数】

第1回目

〔対象者〕 地域福祉の推進にあたり重要な役割を担う団体等
地区社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、福祉施設、
ボランティア団体、NPO法人 等

〔参加者数〕 延べ419名

第2回目

〔対象者〕 第1回目に参加した方

〔参加者数〕 延べ264名

③ パブリックコメント

【趣旨】

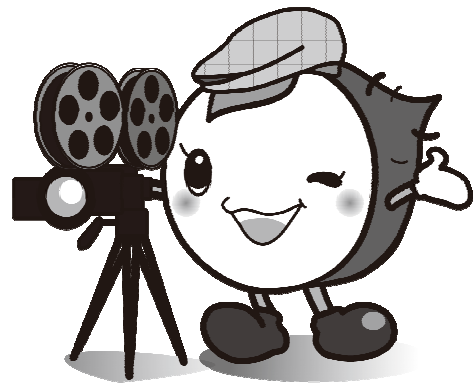
計画原案について幅広く市民の意見を求め、提出された意見を考慮して計画を策定するため、パブリックコメントを実施しました。

【実施時期】

平成22年12月 日()～平成23年1月 日()

【意見の提出者数・意見数】

○名 □件



川越市マスコットキャラクター
ときも

6 計画の推進・進行管理

(1) 各計画の推進

- 地域福祉計画、地域福祉活動計画ともに、計画期間は平成23年度からの5年間とし、川越市、川越市社会福祉協議会それぞれにおいて地域福祉関連施策・事業の推進に努めます。
- 地区別福祉プランは、平成23年度から地区ごとに策定に着手し、5か年の間に22地区すべてにおいて策定され、プランに基づいた活動が展開されるよう、支援していきます。

地区別福祉プランの作成手順

地区別福祉プランの作成にあたっては、地区社会福祉協議会が中心となり、地区の住民や各種団体、福祉事業者等を交え、次のような検討作業を進めることを提案します。

- (1) 課題の抽出、解決策の検討（資料編 「3 地区別資料」参照）
 - ・ 地域で抱える福祉課題を抽出する
 - ・ 課題を解決するために地域でできること（解決策）を検討する
 - ・ 解決策の実施に向け、必要なモノ（人、物、資金等）とそれを用意する方法を検討する
- (2) 計画の作成
 - ・ 解決策の実施に向け、各種団体の役割を決める
 - ・ 解決策の実施スケジュールや目標を決める
 - ・ 決定した事項を地区別福祉プランとして取りまとめる

地区別福祉プランに盛り込む事項（例）

- (1) 解決すべき福祉課題の内容
- (2) 解決策の内容（誰がどのような活動を展開するか、必要となる資金をどのように確保するか など）
- (3) 解決策の実施スケジュールと目標（活動をいつから始め、何回やるか など）

(2) 進行管理

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定委員会の役割を担った川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を地域福祉推進委員会として位置づけます。

川越市及び川越市社会福祉協議会は、毎年、両計画の進行管理を行うとともに、地域福祉推進委員会に進行状況を報告することとします。

地域福祉推進委員会では、川越市及び川越市社会福祉協議会からの報告を受け、両計画の年次評価を行うとともに、平成25年度終了後には、それまでの進行状況や社会福祉をめぐる動向などを総合し、次期計画の策定に向けての中間評価を行うこととします。

① 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の進行管理

川越市は、地域福祉計画で『行政等が取り組むこと』【公助】として掲げた施策について、代表的な事業の実施状況などから進行状況の点検をすることとします。

また、川越市社会福祉協議会は、地域福祉活動計画に位置づけた事業の実施状況や目標の達成状況を点検することとします。

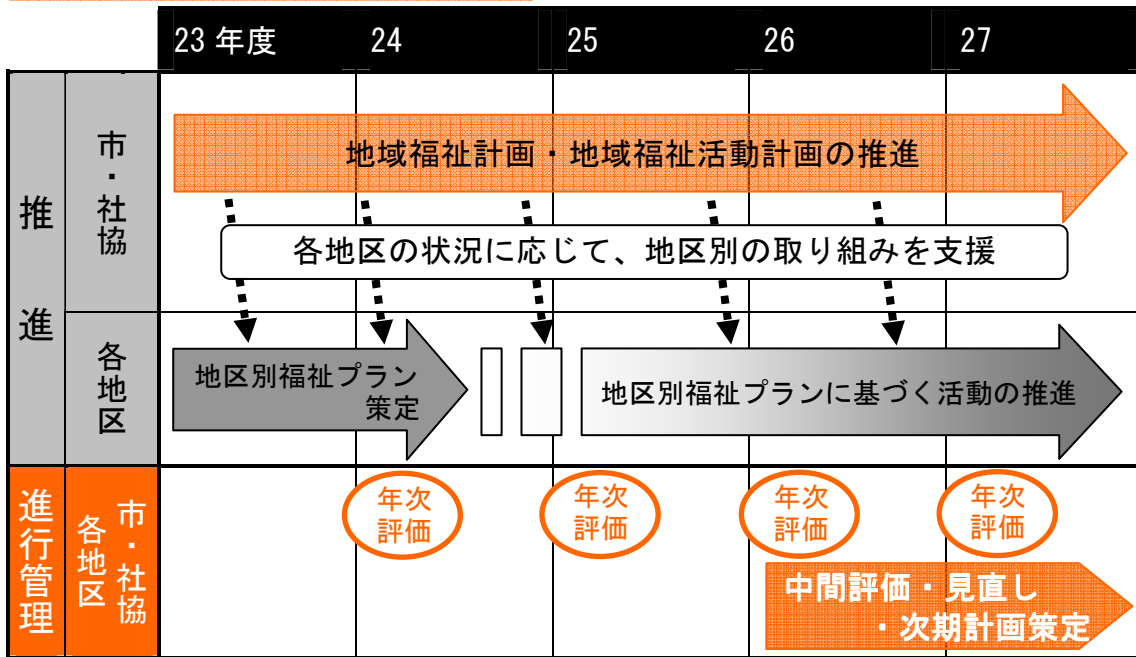
そのうえで、川越市と川越市社会福祉協議会では、地区別福祉プランの進行状況もふまえて、『市民一人ひとりが取り組むこと』【自助】、『地域で協力して取り組むこと』【共助】の進行状況を把握し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の進行管理を行います。

② 地区別福祉プランの進行管理

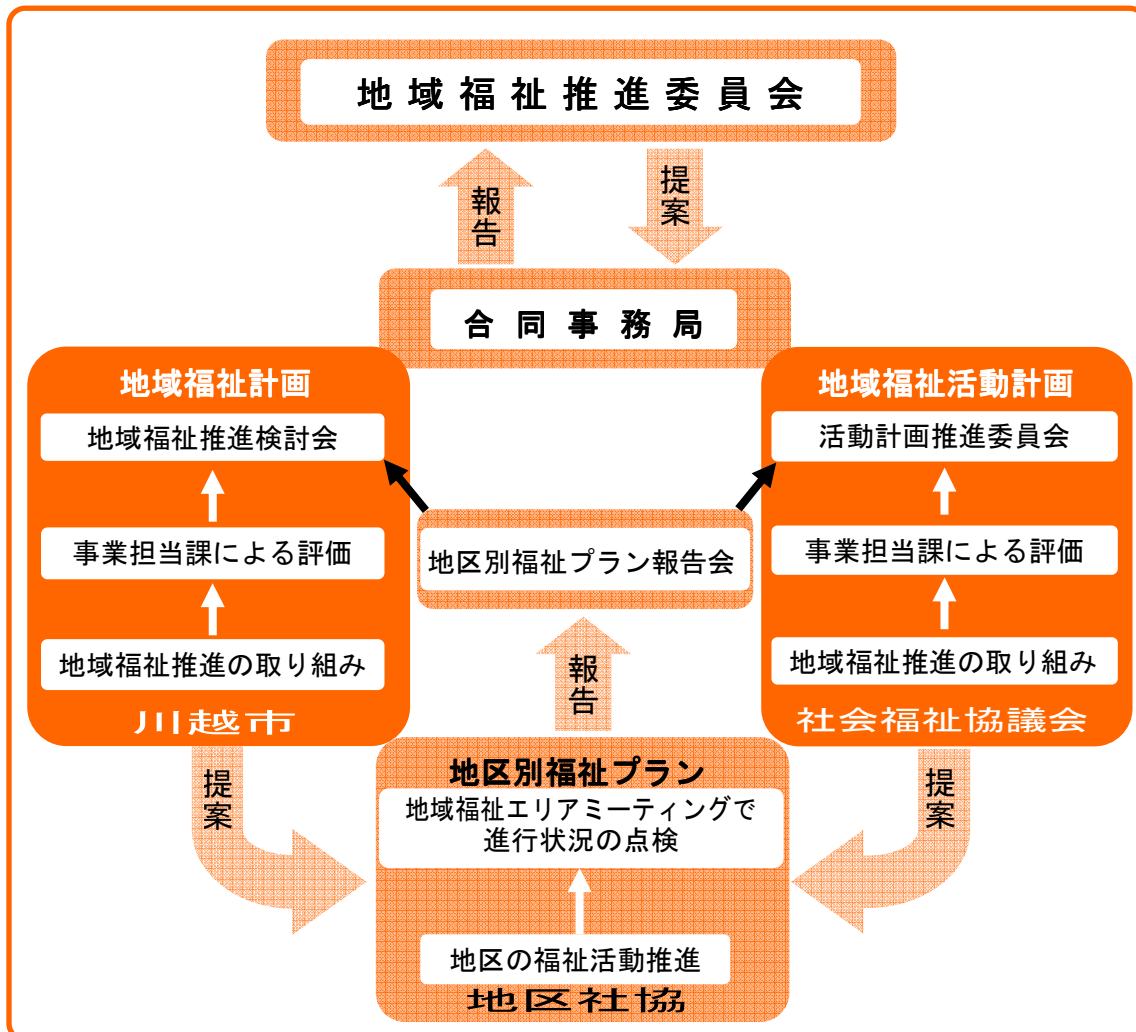
各地区は、地域福祉エリアミーティングを開催し、年度末における地区別福祉プランの進行状況を点検し、その内容を川越市が設定する場において報告することとします。

なお、地区別福祉プランが未策定の地区については、策定に向けた取り組み状況を報告することとします。

計画の推進と進行管理の流れ



計画の進行管理体制



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化や核家族化の進展、生活様式の変化等により、以前に比べ地域住民同士の関係は薄れ、相互扶助機能が弱体化し、高齢者や障害のある方などの要介護者は厳しい状況下に置かれています。また、青少年や中年層においても生活不安、ストレスが増大し、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりといった問題が生じるなど、市民が抱える福祉課題は多種・多様化してきています。

こうした地域社会で発生する課題を解決し、誰もがその人らしく安心して地域で生活できるようにするためには、公的サービスの充実のみならず、地域住民や各種団体、事業者等が相互に助け合い、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

そこで、川越市及び川越市社会福祉協議会では、相互に補完・補強し合いながら地域福祉の推進を図っていくため、『みんなでつくる ふれあい 支え合いのまち 川越』を基本理念とする地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定します。

みんなでつくる ふれあい 支え合いのまち 川越



2 目指す姿（将来像）

基本理念を達成するために、地域福祉の推進を担う各主体の目指す姿（将来像）を掲げます。

市民一人ひとり

- 近隣住民との交流を図り、協力し合える関係を構築する。
- 地区で抱える福祉課題の解決に向けた活動に、積極的に参加する。

地区社会福祉協議会、自治会などの地域組織や民生委員児童委員

- 地区社会福祉協議会は、地区別福祉プランの策定・推進を通じて、地区においてリーダーシップを発揮する。
- 地区で行う事業のうち可能な事業については機能的組織の協力を仰ぐなど、地区にある組織・団体との協働を推進する。
- 地区社会福祉協議会や自治会などにおいては、役員負担の分散・軽減化を図るとともに、各団体の存在意義を高める事業を展開し、加入率や活動参加率を高める。
- 民生委員児童委員は、可能な範囲で住民の協力を仰ぐなど、住民の力を活用しながら、地区のニーズに即した活動を展開する。

社会福祉事業者、NPO法人、ボランティア団体などの機能的組織

- 地区で行われている活動に参加したり、地区住民を自らの活動に受け入れたりし、地域組織との協働を推進する。
- 機能的組織同士の協働を推進する。

川越市、川越市社会福祉協議会

- 福祉課題を抱える市民に対し、関係する部署・機関が連携して対応にあたれるよう、横の連携を強化する。
- コミュニティソーシャルワーカー*を活用し、地域福祉サポートシステム*を構築し、共助と公助の連携による最適な支援が提供できる環境を整備する。

*コミュニティソーシャルワーカー、地域福祉サポートシステム・・・21ページの枠内を参照。

3 基本方針

地域福祉の推進主体それぞれが持てる力を最大限に発揮し、連携・協働して地域福祉の推進が図れるよう、5つの基本方針を設けます。

基本方針1 地域福祉の意識づくり

～地域福祉を身近なものとするために



ともに支え合い、助け合うまちをつくるため、一人ひとりが地域福祉についての理解を深めましょう。

基本方針2 地域福祉を担うひとづくり

～地域における“助け合い”を広めるために



地域において助け合いを広めるため、一人ひとりが地域活動や福祉活動に参加し、みんなで協力して地域福祉を担っていきましょう。

基本方針3 ふれあい・支え合い・助け合いのしくみづくり

～思いやりのある地域コミュニティの復活のために



思いやりのあふれる温かい地域の構築を目指し、ふれあい・支え合い・助け合いのしくみをつくりましょう。

基本方針4 地域のネットワークづくり

～地域全体で支える福祉の実現のために



地域全体で、ともに支え合い、助け合う福祉のまちを実現するため、地域におけるネットワークを構築しましょう。

基本方針5 安心して生活できる地域づくり

～地域の中で、その人らしく安心して暮らせるために



誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、みんなで協力して地域づくりを進めましょう。



住み慣れたまちで、

安心して暮らすことができる幸せ

人と人々が **支**え合い

助け合うことで広がる **心**の **絆**

そんなまち **川越**を

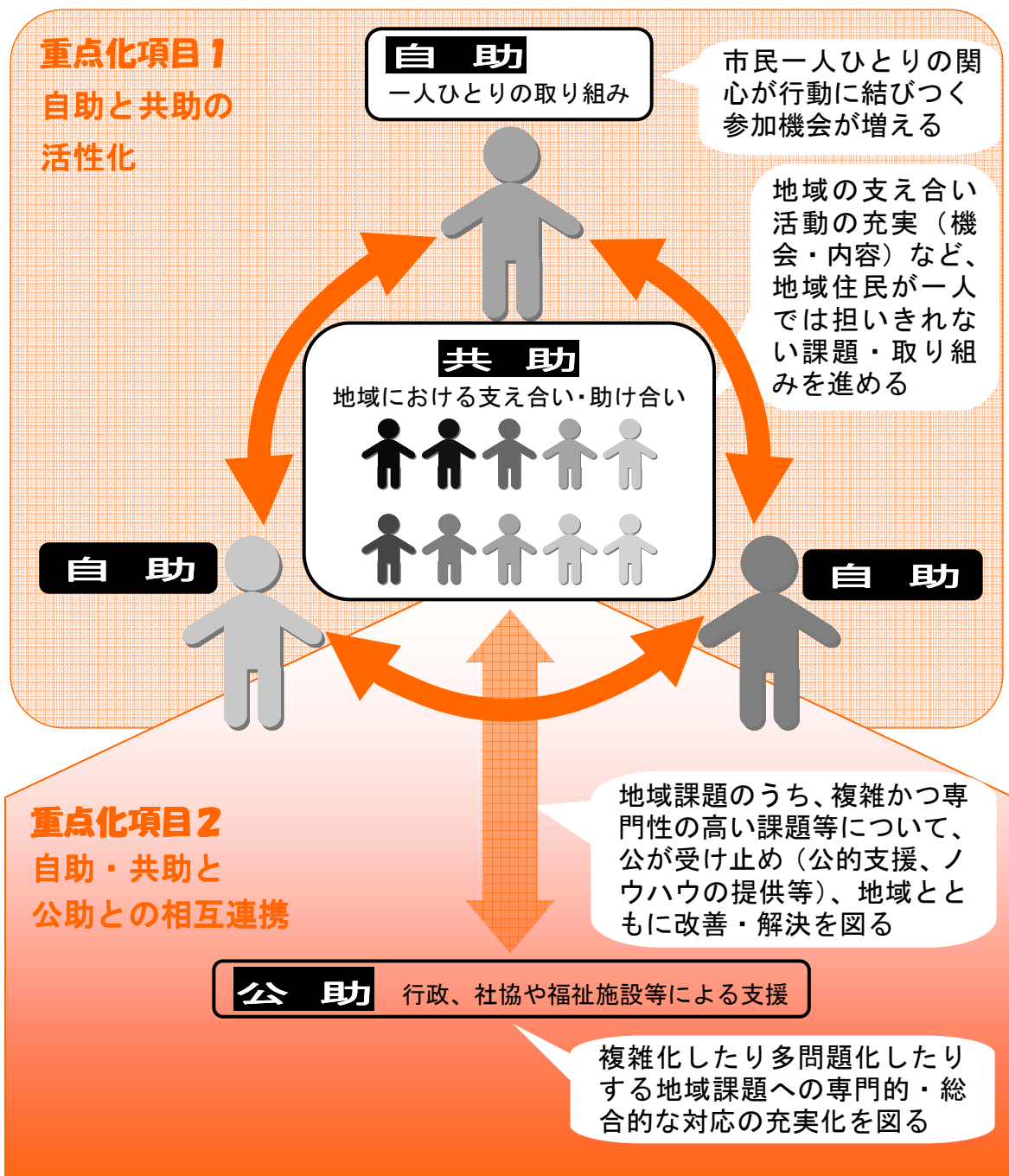
みんなで作っていきましょう！！



4 重点化項目

計画策定時における川越市の状況をみると、市民一人ひとりや地域の取り組みをさらに活性化するとともに、個人や地域で解決できないことについては、公的機関が支え、地域とともに解決が図れるようにする必要があります。

そこで、こうした点をふまえ、『自助と共助の活性化』と『自助・共助と公助との相互連携』の2つを重点化項目として掲げ、特に力を入れて取り組んでいきます。



(1) 『自助と共助の活性化』を図るために

市民が抱える福祉課題の中には、公的サービスで解決できない問題や多分野にわたる課題、地区特有の課題など、地域において住民や団体・組織等が連携し支え合い、助け合うこと（共助）によって解決できる問題や解決すべき問題、解決に導ける問題といったものが数多くあります。

そこで、地区社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、福祉施設、ボランティア、NPO法人などの関係機関や住民が課題を共有し、それを解決する自助・共助の取り組みを地区が一体となって進められるよう、地区社会福祉協議会を中心に、地区における実施計画（地区別福祉プラン）の策定・推進を図ります。

この地区別福祉プランの策定及び推進にあたっては、関係機関や住民が常に現状認識をし、新たな解決方策やそれぞれの役割分担の見直しのため、地域福祉エリアミーティングを継続開催していく必要があります。こうした積み重ねにより、地区内のネットワークが確立され、様々な課題に対して関係機関が連携して効率的に対処できる土壌が整備されるなど、自助と共助の活性化が期待できます。



(2) 『自助・共助と公助との相互連携』を図るために

市民が抱える福祉課題は多様化しており、個人や地域の支援組織がどこに相談すべきか分からないような問題が内在化しています。また、課題の中には、複雑化したり多問題化したりし、自助や共助だけでは解決できないような問題もあります。

そこで、このような問題を川越市や川越市社会福祉協議会が受け止め迅速に対応するため、福祉課題を抱える市民が気軽に相談することができる、福祉分野の一次相談窓口の設置を進めます。また、市民の抱える課題について地区の支援者や社会福祉事業者、川越市、川越市社会福祉協議会等が対応方を協議する生活支援会議を開催したり、相談支援に應じたりできるよう、コミュニティソーシャルワーカーを活用し、地域福祉サポートシステムの構築を図ります。

福祉分野の一次相談窓口の設置及び地域福祉サポートシステムの構築により、適切な公的サービスへのつなぎや自助・共助と公助の組み合わせによる最適な支援の提供といった自助・共助と公助との相互連携の推進が期待できます。

福祉分野の一次相談窓口とは・・・

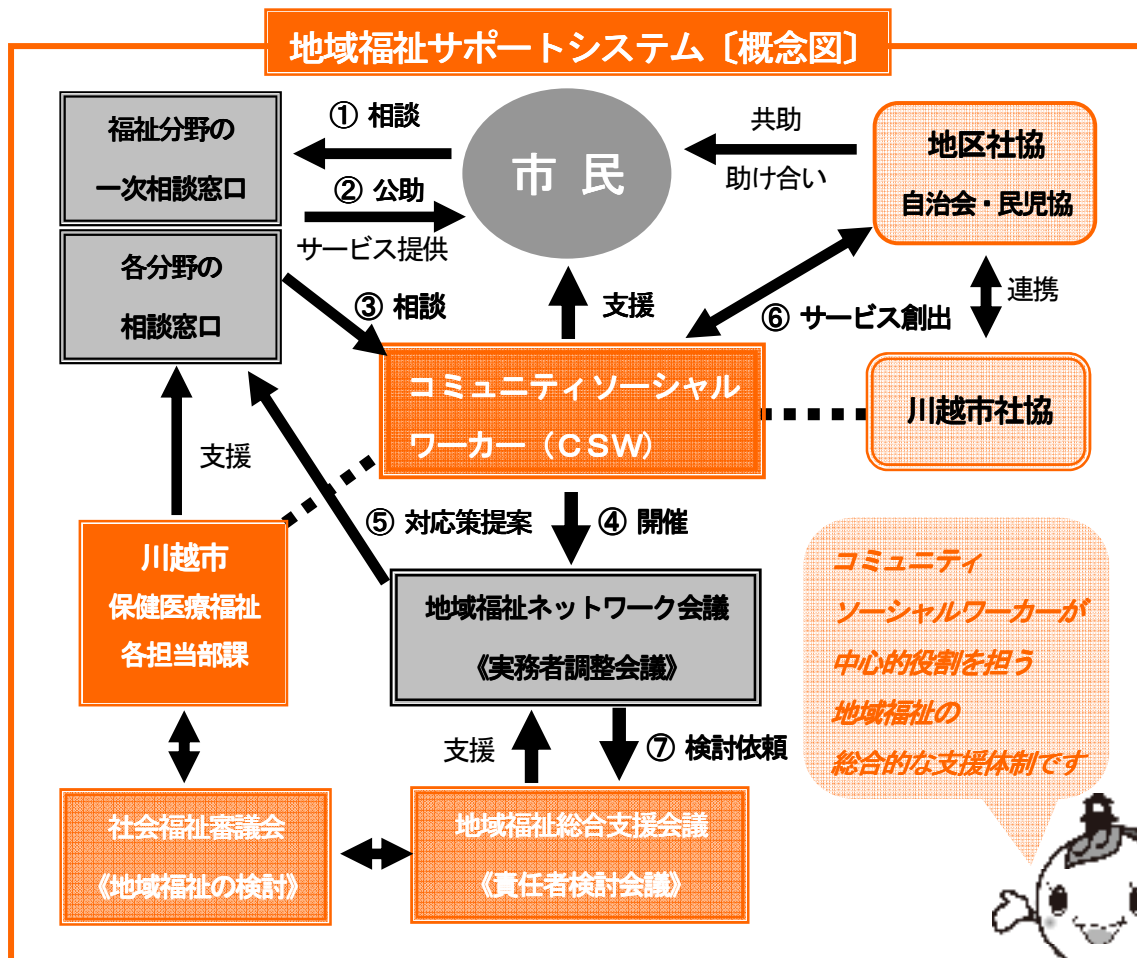
相談内容に応じて適切な窓口につなぐとともに、複数の担当部署が対応する必要がある案件については各担当同士の間連携促進を図ることを目的とする福祉問題の一次受付窓口です。

地域福祉サポートシステムとは・・・

要支援者の生活を、「周囲による手助け」と「公的な福祉サービス」との組み合わせにより支援することを目的に、地区の支援者（住民や自治会、民生委員児童委員など）、社会福祉事業者、市・社会福祉協議会等の関係者が協議するなど、地区【自助・共助】と市・社会福祉協議会【公助】をつなぐ新たな仕組みです。

コミュニティソーシャルワーカーとは・・・

福祉問題の相談に対応して、要支援者の抱える問題を分析して原因の所在を明らかにし、必要なサービスを総合的に提供するケアマネジメントの手法を用いながら、生活環境の調整、近隣住民による支え合いのしくみやサービスの構築など、地域の中で要支援者の自立生活を支えるためのトータルケア全体の取り組みを中心となって行う者です。



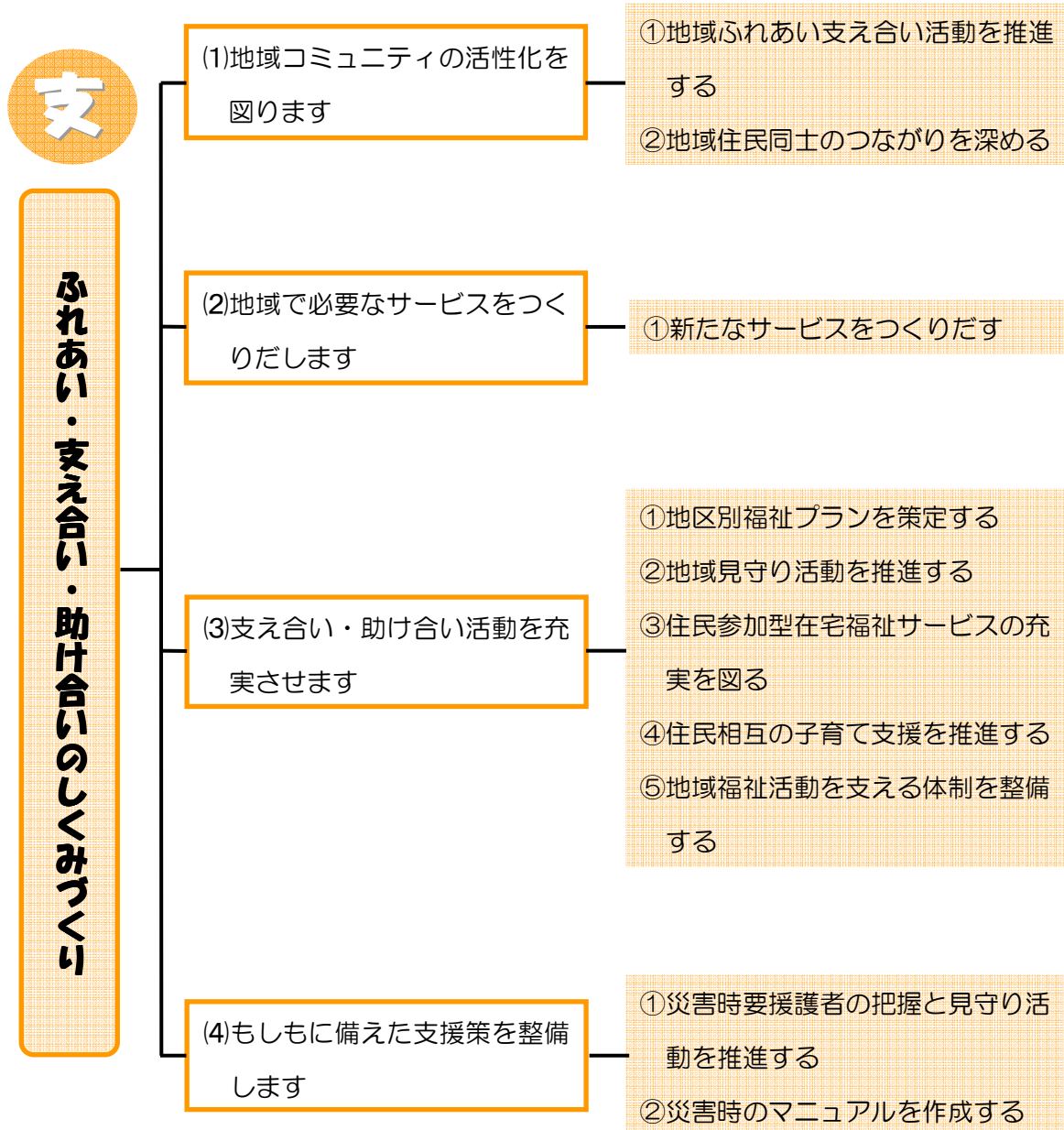
地域福祉サポートシステムの支援体制

- ① 相談：市民が生活や介護等に関する困りごとを相談する。
- ② 公助：公的なサービスへつなぐことで解決できる場合は、公的サービスを提供する。
- ③ 相談：既存の公的なサービスで解決できない場合は、コミュニティソーシャルワーカー（以降「CSW」と略す）へ相談する。
- ④ 開催：CSWは、要支援者の問題を分析し、問題解決に向けた地域福祉ネットワーク会議（関係機関の専門職で構成）を開催し、支援策を検討する。
- ⑤ 対応策提案：検討結果により利用可能なサービスの組み合わせ等で解決策を提案する。
- ⑥ サービス創出：既存のサービスでは対応できない問題は、CSWが地域住民活動の組織化を支援するなどの働きかけにより、新たなサービスを創り対応を図る。
- ⑦ 検討依頼：問題が複雑で解決困難な事例については、行政機関等の責任者で構成する地域福祉総合支援会議で検討し、特別な支援体制を組むなどの調整を行なう。

※ 以上のように地域の問題解決を図るための「地域福祉の総合的な支援体制」を構築する。

5 施策体系（地域福祉活動計画）





絆

地域のネットワークづくり

(1)活動主体同士の交流促進を図ります

①地域福祉活動者の交流を促進する

(2)関係機関の連携促進を図ります

①各種関係団体の連携を促進する

(3)ネットワークの地盤をつくります

- ①地域のつながりづくりを推進する
- ②コミュニティソーシャルワークを実践する
- ③行政機関と連携を図る

安

安心して生活できる地域づくり

(1)安心生活に必要なサービスを確保します

①ニーズに応じた福祉サービスを提供する

(2)地域で誰もが気軽に相談できる体制を整備します

①相談支援体制を充実させる

(3)安心生活を支えるシステムを整備します

①安心生活を支える事業を展開する

(4)誰もが安心して暮らせるまちをつくります

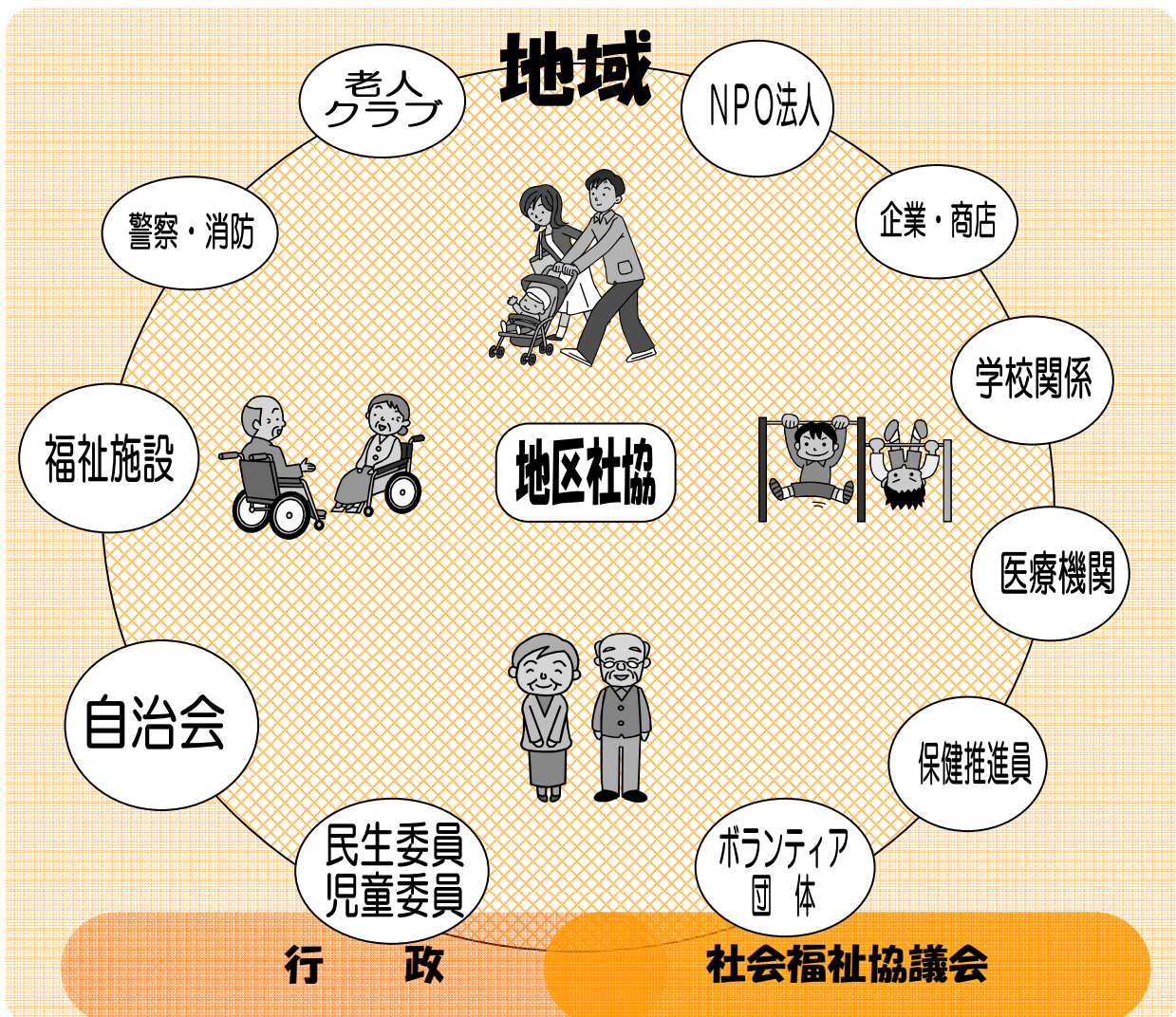
①バリアフリーの普及促進を図る

第3章 施策の展開

本計画は、誰もがその人らしく安心して地域で生活できるようにするためのしくみづくりを目指すものです。

暮らしやすいまちを実現するためには、地域福祉の考え方で「市民一人ひとりが取り組むこと【自助】」、「地域で協力して取り組むこと【共助】」、「行政等が取り組むこと【公助】」それぞれが関係し合って、協働で地域づくりを進めていく必要があります。

住みなれたまちで、**安**心して暮らすことができる幸せ
人と人が**支**えあい助け合うことで広がる**心**の**絆**
そんなまち**川越**をみんなでつくりましょう！！



基本方針 1 地域福祉の意識づくり

～地域福祉を身近なものとするために



ともに支え合い、助け合うまちをつくるため、一人ひとりが地域福祉についての理解を深めましょう。

近年、高齢者の孤独死や子どもに対する虐待、自殺、ひきこもりなど、地域社会が抱える福祉課題は大変多く、また複雑になっており、公的な福祉サービスだけで解決することは難しくなっています。そこで、地域に住む一人ひとりがこうした問題を身近で発生していることとして受け止め、協力し合って解決していくことが大切です。

そのため、地域での支え合いや助け合いを進める「地域福祉」の考えを浸透させることが重要です。

(1) 福祉意識を高めるための情報提供を行います

市民の方々に、地域における支え合い・助け合いを進めるという「地域福祉」に対する考えの浸透を図るため、広報活動の充実を図ります。

① 広報・啓発活動を推進する

i 社協だより及び地区社協だよりの発行

地域福祉を推進するための社協活動のPR及び地域での実践活動を行う地区社協の活動や福祉関係のイベント等の情報を広く市民に周知することで、地域福祉への関心、福祉の意識を高める。

実施主体	社協・地区社協
協力機関	ボランティア

〔目指していくこと〕

より多くの市民に読んでもらえる「社協だより」となるように、内容の充実や読みやすい紙面構成を目指していきます。

また、より身近な地域における福祉活動等の情報源となる「地区社協だより」を各地区社協にて発行できるよう推進します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
社協だよりの発行		継続	→	実施	→	
		検討		見直し		検討

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
地区社協だよりの発行		継続	→			
目標値	H21実績	目標				
発行地区数（地区）	9	9	10	14	18	22

ii 福祉関係情報の提供

各種事業の広報誌や福祉事業所等にて発行する広報誌等を配布することにより、福祉事業の周知及び福祉への興味関心を引き出す。また、市の広報や社協だより等を活用した情報発信を推進する。

実施主体	社協・福祉施設・ボランティア・NPO法人
協力機関	市

〔目指していくこと〕

福祉活動を行う各種団体等が主体的に福祉の意識啓発に努め、自らの活動を広報誌の発行によって広く周知します。

また、社協や市の広報誌への掲載や、他機関の発行物への掲載等、様々なツールを活用し、PR活動を幅広く行うことを目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
福祉関係情報の提供		継続	→	実施	→	
		調査		見直し		調査

iii 地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知

地域福祉計画及び地域福祉活動計画について関係機関のみならず、広く市民に周知を図るため、公民館などの地域の拠点施設に常備するとともに、広報誌やホームページ等で情報発信する。

実施主体	市・社協
協力機関	地区社協・福祉関係機関

〔目指していくこと〕

地域福祉計画及び地域福祉活動計画を実行するためには、市民の理解を深めることが大切であるため、周知する場を市内に多く設けて情報を発信するとともに、様々な機関、団体に周知のための協力を求めています。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
地域福祉計画 地域福祉活動計画の周知	実施			継続	次期計画策定

② 多様なメディアを活用し、情報を発信する

i ホームページによる情報発信

福祉に関する理解と協力を得るため、開設中のホームページを通じて、情報を必要とする多くの市民に充実した福祉情報を発信する。

実施主体	社協
協力機関	地区社協・福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

社協の基本情報や最新の福祉制度の情報、地域で活動している様々な機関・団体の情報、地域イベント情報などを集約して発信するホームページを目指します。

また、コメント等の記入できるページを作成し、市民の意見や要望を反映していくことを目指します。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
ホームページによる情報発信	継続				
	検討	※1→	※2→		見直し
意見・要望の収集（※1）	H23年度に意見・要望を収集できる機能をホームページに整備し、H24年度から開始する				
多種情報の収集・発信（※2）	H23年度から2年間情報を整理し、年度計画を立て、H25年度から実施する				

ii マスメディアを活用した情報発信

ケーブルテレビや新聞等を活用し、福祉のイベント情報や事業活動等の紹介をすることで、福祉への理解と協力を得るようにする。

実施主体	社協
協力機関	企業

〔目指していくこと〕

ケーブルテレビ局や新聞社等企業と協力をして、多くの市民へ福祉の情報が行き渡るようにしていきます。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
マスメディアを活用した 情報発信	継続				
	連携協議			協議	見直し

(2) 福祉の心を育みます

福祉の心が育めるイベントなどの啓発事業の充実を図り、市民の地域福祉への意識を高めます。

① 総合的な福祉教育を推進する

i 子どもに向けた福祉教育の充実

学校や地域で子ども向けの福祉啓発活動等を行うことで、福祉への興味関心を高め、“福祉の心”を育む。

実施主体	社協・教育機関・地区社協
協力機関	福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

学校や地域の中で教育機関と地区社協、ボランティア、福祉関係機関等が協力し、子どもたちが様々な人と継続的に関わり合う中で“福祉の心”を育むことを目指します。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
子どもに向けた福祉教育の充実	内容 検討	実施	見直し	継続	見直し

ii 地区における交流会・講演会・各種講座の実施

地域福祉を広める講演会や世代間交流事業等、地域での各種講座を開催することにより福祉への関心を持つ機会をつくる。

実施主体	市・社協・地区社協
協力機関	福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

地域の中で、世代を超えたふれあいや福祉に触れる機会を設けることで、お互いを理解し合う気持ちや、“福祉の心”が育まれることを目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
地区における交流会・講演会・各種講座の実施		継続 内容検討	見直し	実施	内容検討	見直し
目標値	H21実績	目標				
世代間交流事業 実施地区数（地区）	16	17	18	19	20	22
地域福祉出前講座 開催数（回）	—	内容 検討	3	3	5	5

iii 福祉関係施設等の見学会の実施

福祉事業を営む法人等が、地域住民や学校関係者に福祉への関心や理解を深めることを目的とした施設見学会等を実施する。

実施主体	社協・福祉関係施設
協力機関	市・ボランティア

〔目指していくこと〕

障害者福祉や高齢者福祉に関する理解を促進するためには、市民が実際の取り組みを知ることが大切です。福祉施設や事業所等が実際の活動を見る機会を提供することで、福祉への関心を広めることを目指します。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
福祉関係施設等の見学会の実施	継続 調査	内容検討	見直し	実施	

② 理解を深める場をつくる

i 障害者や高齢者と交流を深める参加型啓発事業等の開催

障害者や高齢者等の福祉の現状を理解するための行事等を開催し、多くの市民に参加してもらうことで、福祉意識の醸成を図る。

実施主体	市・社協
協力機関	地区社協・福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

福祉への関心を持ってもらうためには、実際に障害のある方や高齢者との交流の機会を持つことが大切です。福祉まつり等交流の機会となる様々なイベントを実施し、市民が福祉に触れることにより自然と福祉の理解を深めていくことを目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
理解を深める場をつくる		継続 内容検討 見直し		実施 内容検討 見直し		
目標値	H21 実績	目標				
ふれあい福祉まつり 参加団体数 (団体)	95	98	100	102	104	106
福祉の市 参加施設数 (施設)	22	25	25	25	25	25

(3) 地域福祉活動に参加する機会をつくります

より多くの市民、グループ、団体等が地域福祉活動に取り組めるようなきっかけづくりを促進します。

① 地域活動を活性化する

i 川越市社会福祉大会の開催

地域福祉活動の活性化や市民参加によるボランティア活動の推進を図るための啓発活動として、長年にわたる活動に対して表彰及び感謝の意を表す。

実施主体	社協
協力機関	市・地区社協・福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

地域福祉を推進するためには、人の力が必要となります。長年にわたり福祉活動を続けている方々を讃え、活動への励みとなる機会を設けることで、福祉のまちづくりに多くの市民参加を得ることを目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
川越市社会福祉大会の開催		継続 内容検討 → 見直し		実施 内容検討 → 見直し		
目標値	H21 実績	目標				
大会表彰者数 (名)	134	表彰に関わる規程等を随時見直し、長年にわたり福祉活動を続けている方の表彰を行う				
(団体)	12					
大会参加者数 (名)	433	多くの方が参加することで、福祉への意識が高まり地域活動の活性化につながるよう、関係団体への呼びかけや広報活動にて周知を図る				

ii 地域行事の積極的な開催

季節ごとに行事を開催するなど地域活動を活発に行うことで、地域住民に地域活動への参加を促し、地域のつながりをつくる機会とする。

実施主体	地区社協・自治会
協力機関	社協・ボランティア

〔目指していくこと〕

アンケート調査や市民からの意見の中には、「地域行事への参加者が少ない」「福祉に関心があるが行事に参加する機会がない」などの意見があるため、身近な地域のなかで多くの行事等が開催されることで、地域の活動が活発となり、参加者や担い手の輪が広がることを目指します。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
地域行事の積極的な開催	継続			実施	
	調査	内容検討	見直し		

② 地域活動への参加を促進する

i 地域活動への参加の呼びかけ

地区社協・福祉施設・ボランティア団体等が開催する行事等へ地域住民の参加を呼びかけ、福祉意識の醸成や地域活動への参加の機会をつくる。

実施主体	地区社協・福祉施設・ボランティア・NPO法人
協力機関	市・社協

〔目指していくこと〕

地域活動に参加したいという意思を持つ市民が多い一方、参加するきっかけがないという意見も出ているため、地域活動団体が自分たちの活動に、多くの人の参加を得るように心がけます。そのために、自治会の回覧板やポスター掲示、口コミ等、人と人とのつながりを生かして住民参加を呼びかけ、地域活動を広めることを目指します。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
地域活動への参加の呼びかけ	実施			実施	
	状況把握	内容検討	見直し		

ii 福祉関係施設等のイベント情報の提供

福祉施設やボランティア団体等が福祉事業等の啓発活動を進めるため、各事業所が行うイベント等の情報を地域住民に向け発信する。

実施主体	福祉関係施設・ボランティア・NPO法人
協力機関	社協・地区社協

〔目指していくこと〕

福祉関係施設やボランティア、福祉関係の活動をしているNPO法人等が自らの活動を紹介する機会を持つことで、多くの福祉に関する情報を市民に向けて発信し、福祉に関心を持つ人を増やします。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
福祉関係施設等のイベント情報の提供	実施			実施	
		状況把握	見直し		

基本方針 2 地域福祉を担うひとづくり

～地域における“助け合い”を広めるために



地域において助け合いを広めるため、一人ひとりが地域活動や福祉活動に参加し、みんなで協力して地域福祉を担っていきましょう。

地域での支え合いや助け合いを進めていく「地域福祉」は、地区社会福祉協議会や自治会といった地域組織だけの取り組みで実現できるものではなく、ボランティア団体やNPO法人などといった機能的組織の役割も重要で、様々な単位や組織において、みんなで協力して地域福祉を担っていく必要があります。

さらには、こうした組織において指導的役割を果たすリーダーを見つけ、育てていくことも重要となっています。

(1) 地域福祉の担い手を生み出します

様々な年代の方に地域福祉の担い手となってもらえるよう、活動の実践を意識した教育や働きかけを推進します。

① ニーズに合った育成プログラムを展開する

i 在宅福祉サービス推進ボランティア育成事業（地区社協事業）

在宅福祉サービスの充実を図るため、ボランティアの発掘、育成をしながら、近隣住民の参加協力を得て、日常的な見守り活動と支援体制づくりを進める。

実施主体	地区社協
協力機関	社協・福祉関係機関・ボランティア

〔目指していくこと〕

地域における助け合い活動を進めるうえで、担い手不足が問題とされています。住民の助け合い活動による在宅福祉サービスを担う人材育成を進め、地域福祉を推進します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
在宅福祉サービス推進 ボランティア育成事業		継続 実態調査	内容検討	見直し	実施	
目標値	H21 実績	目標				
実施地区数(地区)	4	6	7	8	9	10

ii 各種ボランティア養成講座の開催

地域の積極的な活動者を増やすために、地域のニーズに合ったボランティアを養成し、地域活動につなげる。

実施主体	社協
協力機関	市・福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

社会の変化により福祉課題が多様化しています。こうした状況に対応するため、ニーズに合わせた各種講座を開催することによりボランティア数を増やすとともに、講座受講者を実践活動へ結びつけるため、受講後のグループ化等地域ボランティアとして活動するための育成にも力を入れていきます。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
各種ボランティア養成講座 の開催		継続 内容検討	見直し	実施	内容検討	見直し
目標値	H21 実績	目標				
傾聴ボランティア 講座受講者数 (名)	30	30	50	見直し、内容検討		
点字講座 受講者数 (名)	18	20	20	20	20	20
聴覚障害者支援ボラ ンティア養成講座 受講者数 (名)	25	25	25	25	25	25
災害ボランティア講 座等各種講座の開催 受講者数 (名)	—	30	50	50	50	50

iii ボランティア体験の機会づくり

新たな担い手の発掘や生きがいつくりのため、児童・生徒やシニア層へ向けたボランティア体験の機会をつくる。

実施主体	社協
協力機関	地区社協・福祉施設・ボランティア・NPO法人・保育園

〔目指していくこと〕

ボランティアの依頼が増える中、新たなボランティアの育成が求められています。そこで、ボランティアの受け入れを行っている地域活動機関、団体とともに、市民が“ボランティアデビュー”する機会を増やすことで、新たな担い手の発掘を進めます。

特に、団塊の世代がボランティア活動へ積極的に参加することで、生きがいつくりにもつなげていけるようにしていきます。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
ボランティア体験の 機会づくり		継続	→ 実施			
		内容検討	見直し		内容検討	見直し
目標値	H21 実績	目標				
ボランティア体験 プログラム参加者 (名)	169	170	180	185	190	200
シニアボランティア 育成事業参加者 (名)	—	50	80	80	80	80

② 社会貢献活動等を促進する

i 大学等との相互連携

市内大学等と、地域福祉推進に関する企画・人的支援及び人材育成等において協力関係を築く。

実施主体	社協
協力機関	大学・専門学校

〔目指していくこと〕

近年、地域では活動者の高齢化や担い手不足が大きな問題となっており、若い世代を活動に巻き込む方法を模索しています。一方、大学や専門学校等では、社会貢献の一環として、積極的に学生を地域へつなげたいというニーズを持っています。

そこで、大学・専門学校等の学内ボランティアセンターや教員等を窓口として、より多くの学生を地域活動、ボランティア活動へとつなぐシステムを整備し、若い世代の活動者を増やすことを目指します。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
大学等との相互連携	内容 検討	実施		検討見直し	実施

ii 企業の社会貢献活動等の促進

市内を中心に企業における社会貢献活動等が活発となるように働きかけを行う。福祉活動の場所や人材育成の機会の提供等を行うなど相互連携を図る。

実施主体	社協
協力機関	企業・商工会議所・福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

社協や福祉関係機関が企業等の福祉活動の機会拡大を図るとともに、地区社協、福祉施設、ボランティア、NPO法人等が企業ボランティアを受け入れる体制を整えることを目指します。

また、企業の社会貢献活動を促進し、企業にも地域課題を一緒に解決する地域の一員としての意識を高めてもらうことを目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
企業の社会貢献活動等の促進		継続 内容検討 → 見直し		実施 → 検討見直し		
目標値	H21 実績	目標				
地域福祉活動への参加企業数（社）	9	11	13	15	17	19

(2) 地域福祉を推進する積極的な活動者を育てます

地域福祉活動において中心的役割を担うキーパーソンを育成するため、専門的な研修等の促進を図ります。

① 地域のキーパーソンを育成・支援する

i ボランティアリーダーの養成（研修会の実施）

ボランティアコーディネーター・アドバイザー等への研修の機会を通じ、ボランティア活動を取り巻く状況に対応しうるコーディネーターの資質の向上を図る。

実施主体	市・社協
協力機関	ボランティア

〔目指していくこと〕

ボランティア講座を受講後、実際の活動に結びついていない人もいます。新たな担い手をスムーズに地域活動等へ結びつけるコーディネート機能を担うボランティアコーディネーターやアドバイザーが地域活動のキーパーソンとなるように、資質の向上を図ることを目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
ボランティアリーダーの養成		継続 内容検討	見直し	実施		検討見直し
目標値	H21 実績	目標				
ボランティア アドバイザー研修 修了者数 (名)	22	24	24	24	24	24

ii コミュニティソーシャルワーカーの育成

地域福祉を推進するためのキーパーソン役となるコミュニティソーシャルワーカーを育成することで、地域福祉活動の活性化を図る。

実施主体	市・社協
協力機関	福祉関係機関

〔目指していくこと〕

福祉課題が多様化し、複数の生活問題を抱えながら生活を送る人が少なくありません。こうした問題を抱える人の相談を受け、問題の分析を行い、ケアマネジメントの手法により支援体制を組むなど、地域における資源を活用し要支援者を支援する役割を担うコミュニティソーシャルワーカーの育成や資質の向上を図ります。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27	
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の育成	検討 準備	実施			内容検討	見直し

iii 福祉教育指導者との連携

福祉教育ボランティア学習推進員養成研修を修了したボランティアが学校や地域の福祉体験講座等の開催を支援する。

実施主体	社協・学校関係者
協力機関	地区社協・ボランティア

〔目指していくこと〕

福祉教育ボランティア学習推進員養成研修を受け、“福祉教育・ボランティア学習推進員”となったボランティアやボランティアアドバイザーが、学校や地域住民に対する福祉教育のアドバイザーとして福祉教育の普及・啓発を図るなど、福祉教育推進のリーダー役となり、学校関係者や社協、地区社協等と連携して事業等を推進します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
福祉教育指導者との連携		継続 内容検討	見直し	実施		見直し
目標値	H21 実績	目標				
福祉教育ボランティア 学習推進員養成研修 修了者数（累積）（名）	22	40	50	60	70	80
福祉教育会議参加 学校数（校）	9	10	12	14	16	18

(3) 地域福祉活動のしやすい環境を整え、ボランティア活動を促進します

地域や周囲の人を思いやる一人ひとりの心を活動の実践につなげるため、ボランティア活動の促進を図ります。

① ボランティア活動拠点を整備する

i ボランティアビューローの整備

ボランティア活動に関する相談や調整等を行うアドバイザーの配置及びボランティア活動に関する情報等を入手する拠点を整備する。

実施主体	社協
協力機関	市・地区社協・福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

市内4箇所に設置しているボランティアビューローについて、多くの活動者がスムーズに活動に結びつくための拠点としての機能強化を進めます。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
ボランティアビューローの整備		継続				
		調査	検討	見直し		
目標値	H21 実績	目標				
ボランティアビューローの設置（箇所）	4	4	4	設置数等見直し検討		

② ボランティア活動を支援する

i ボランティア登録の促進


登録ボランティアの保険加入の支援及び登録団体への活動費の助成により、ボランティア活動のしやすい環境を整える。

実施主体	社協
協力機関	市

〔目指していくこと〕

個人ボランティア及びボランティア団体へボランティア登録を勧め、活動者が安心して活動できるような環境を整えることを目指します。

また、ボランティア登録者を把握することで、相談や調整をスムーズに行い、地域のニーズに即して、ボランティアを派遣できるような体制を目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
ボランティア登録の促進		継続 				
		調査	見直し		検討	見直し
目標値	H21 実績	目標				
個人ボランティア 登録者数 (名)	370	380	420	460	500	580
ボランティア団体 登録数 (団体)	146	150	158	165	177	182

ii 学習会・研修会の開催

登録ボランティアに対し研修会や学習会等を開催し、資質の向上を図る。

実施主体	社協
協力機関	福祉施設・福祉関係機関

〔目指していくこと〕

ボランティア活動を続けていく中では、様々な対応が必要となります。スキルアップをするための学習の機会を提供することで、ボランティア活動の幅を広げることを目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
学習会・研修会の開催						
目標値	H21 実績	目標				
ボランティア研修会 受講者数 (名)	37	50	60	80	90	100
各ボランティア ビューロー登録ボラ ンティア学習会及び 交流会	開催数 15回	12	12	12	12	12
	参加者数 300人	250	250	250	250	250

③ ボランティアセンター・ボランティアビューローの機能強化を図る

i 相談、登録、調整等のコーディネート機能の充実

ボランティア活動希望者の相談及び登録、派遣希望者と活動希望者の調整について支援する。

実施主体	社協
協力機関	市・福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

ボランティアに対するニーズは多種多様化しています。適切に調整を行うために、ボランティアコーディネーターやアドバイザーは福祉施設等と連携を図り、様々な依頼に対応するコーディネート機能の充実を目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
相談、登録、調整等の コーディネート機能の充実		実施				
		内容検討	見直し		内容検討	見直し
目標値	H21 実績	目標				
ボランティア派遣数 (名)	5,626	5,700	5,750	5,800	5,850	5,900

ii ボランティア活動場所の確保

ボランティア活動者のニーズに応じた活動場所を確保する。

実施主体	社協
協力機関	福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

ボランティアの育成を進めるうえで、活動場所の確保は重要な課題となります。「活動する気持ちがあるのに、活動先が見つからない」という人をつくらないように、地区社協や福祉施設等との連携を深め、たくさんのボランティアの活動場所を確保することを目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
ニーズに応じた活動場所の確保		継続				
		調査	見直し		調査	見直し

基本方針3 ふれあい・支え合い・助け合いのしくみづくり

～思いやりのある地域コミュニティの復活のために



思いやりのあるあふれる温かい地域の構築を目指し、ふれあい・支え合い・助け合いのしくみをつくりましょう。

地域社会には、既存の福祉制度では対象とならない問題や複合化した問題など、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない課題が数多くあります。こうした課題に対しては、地域社会で協力し、ふれあい・支え合い・助け合いの相互援助活動や住民活動（インフォーマル・サービス）で対応していく必要があります。

人と人とのふれあい、心の結びつきを大切にした相互援助活動や住民活動の活性化を図ることによって、思いやりのある地域コミュニティを復活させることができることを期待しています。

(1) 地域コミュニティの活性化を図ります

地域住民や団体、福祉関係機関等が協力して地域づくりに取り組めるよう、交流の場や機会をつくります。

① 地域ふれあい支え合い活動を推進する

i 小地域ふれあい活動の展開（世代間交流・集い事業等）

地区社協を中心に、小地域において様々なふれあいの場をつくるための事業を行い、“助け合いの気持ち”を働きかける。

実施主体	地区社協
協力機関	社協・福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

現在地域にある“ふれあいの場”（地区社協事業等）に、小学生や中学生といった子どもをはじめ、より多くの参加者を呼び込むことを目指します。

また、福祉施設、ボランティア、NPO法人が一緒になって地域の“ふれあいの場”を活性化する体制を目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
小地域ふれあい活動の展開		継続	→			
		内容検討	見直し		内容検討	見直し
目標値	H21 実績	目標				
一人暮らし高齢者つどい事業実施地区数 (地区)	16	18	19	20	21	22
在宅高齢者等給食サービス事業対象者数 (名)	19,231	20,240	20,840	21,460	22,100	22,760
世代間交流事業実施地区数 (地区)	16	18	19	20	21	22

ii 子育てサロン・生きいきサロン等の展開

地域住民が、お互いにふれあうことで“助け合いの気持ち”を持つことを目的として、小地域において様々なふれあいの場をつくる。

実施主体	地区社協・ボランティア・NPO法人
協力機関	市・社協・福祉施設

〔目指していくこと〕

地域住民のふれあいの機会が少なくなっている中、一人暮らしの高齢者や子育て中の母親の交流の場がほしいという声が多くあがっています。そのため、身近な地域で交流の場をつくり、支え合い、助け合いながら生活を送ることができるようになることを目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
子育てサロン・生きいきサロン等の展開		継続				
		調査	見直し		調査	見直し
目標値	H21 実績	目標				
子育てサロン数 (箇所)	20	現在、公民館事業で行われているサロン活動が多いため、より身近な地域での開催について関係機関と調整し地域活動としても開催を推進する				
生きいきサロン数 (箇所)	6	地域の課題として、地域に高齢者の集まれる場所を増やしたいという意見が多くあげられたため、地区別福祉プラン策定にあたり取り組みを増やす				

② 地域住民同士のつながりを深める

i 地域福祉推進のための活動拠点の整備

地域の人々が“いつでも”“誰でも”“気軽に”集まれる場所をつくり、地域の住民同士のつながりを深める。また、その場所を地域福祉活動の拠点となるように整備を進める。

実施主体	市・社協・地区社協
協力機関	福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

地域福祉活動を進めるなかで、人が集まれる場所があることは大切ですが、地域福祉活動を行う拠点として機能させている地区は少ない現状です。市民からも、「より身近な地域に集いの場や福祉等の相談をする場所がほしい」という意見が多く出ているため、こうした場所の整備を進めていきます。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
地域福祉推進のための活動拠点の整備	調査	地区の状況により順次設置			
	検討				

ii 地域福祉エリアミーティングの開催

市民にとって身近な地域（地区社協単位）において、市や社協、自治会、民生委員等の地区社協関係者、福祉施設職員、ボランティア、NPO法人等が一堂に会し、それぞれの地域が抱える課題の把握、解決策の検討、情報交換等を行う地域福祉エリアミーティングを継続的に開催する。

実施主体	地区社協
協力機関	市・社協・福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

地域福祉エリアミーティング参加者のアンケートでは、話し合いの機会を持つことの重要性を感じているといった意見が多くありました。意見交換をする中でそれぞれの役割が見えて、協力体制を組むことが可能となるため、こうした機会を継続していきます。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
地域福祉エリアミーティングの開催	開催	継続	→		
	調整				

(2) 地域で必要なサービスをつくりだします

地域における生活課題等の解決に向け、住民や団体、福祉関係機関等が中心となり、必要なサービスをつくりだすことで、地域課題の早期発見、早期解決が図れるようにします。

① 新たなサービスをつくりだす

i 地域ニーズに応じたサービスの創出（地区社協プラン事業等）

地域の中で挙がってきたニーズに応じ、地域の中で解決できる取り組みを検討し、実施する。社協はその取り組みの検討も含め、取り組みを実施する際の協力・支援を行う。

実施主体	社協・地区社協
協力機関	福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

地域の課題は様々であり、公的なサービスで解決できない問題等も多く存在します。各地区で課題の解決策を検討し、地域の活動者により新たなサービスをつくりだし、取り組んでいくことを推進していきます。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
地域ニーズに応じたサービスの創出	実施				
	調査	内容検討	見直し	内容検討	見直し

(3) 支え合い・助け合い活動を充実させます

高齢者や障害のある方の在宅生活や育児支援等を地域全体で支援するための相互援助活動の充実を図ります。

① 地区別福祉プランを策定する

i 地区社協単位での計画の策定

当計画において基礎的単位として位置づける地区社協区域において、現在取り組まれている活動の確認、見直し、地域福祉エリアミーティングで挙がってきた課題に対する解決策の検討等を行い、今後どのような取り組みを進めていくかといった計画を策定する。

実施主体	地区社協
協力機関	市・社協・福祉関係施設・ボランティア・NPO法人

〔

〔目指していくこと〕

地域における福祉課題解決に向けた取り組みの活性化を図るため、地区別福祉プランの策定を進めます。

プランの策定に向けては地区の課題を話し合う機会や解決に向けた地域活動者の組織化等を進めます。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
地区別福祉プランの策定		策定 →		進行 管理	次期計画 策定検討・準備 →	
目標値	H21 実績	目標				
地区別福祉プラン 策定地区数 (地区)	—	15	22	22	22	22

② 地域見守り活動を推進する

i 地域見守り活動の体制整備

現在、民生委員が中心に行っている地域の見守り活動に、より多くの住民や団体等を巻き込んで、地域の様々な側面から見守りができるような体制を整備する。

実施主体	社協・地区社協・地区民児協
協力機関	市・福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

要援護者の把握や支援体制の整備を進める活動は、現在、主に民生委員が行っています。災害時等緊急な対応が必要になる場合を考え、普段から住民同士がつながりを持ち、地域の中で役割分担や連携ができるような支援体制の構築を目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
地域見守り活動の体制整備		調査 検討	実施	→		
目標値	H21 実績	目標				
地域見守り活動の体制整備（地区）	2	地区別福祉プランの策定にあたり体制整備についての検討を進めていく				

ii 友愛訪問事業（地区社協事業）

地域の中で孤立しがちな高齢者や障害のある方に対して、ボランティアや近隣住民が訪問活動を行うことにより、温かい人間関係を築き、共に生きるコミュニティをつくる。

実施主体	地区社協
協力機関	社協・福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある方の世帯等の見守り体制を整える目的で、地区社協活動の一環として安否確認のための訪問活動を実施しています。こうした取り組みを通して知り合った住民同士が普段から声掛けをし合う関係となることを目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
友愛訪問事業						
目標値	H21 実績	目標				
実施地区数 (地区)	17	18	19	20	21	22

iii 児童虐待防止の啓発事業

児童虐待を防止することを目的とし、児童虐待の現状を地域住民に広く知らせるための事業を展開する。

実施主体	社協
協力機関	市・児童相談所

〔目指していくこと〕

児童虐待の現状をより多くの地域住民に知らせることで、地域の中で子育て世代を見守る人を増やし、児童虐待を防止します。

また、地域の人が「気になる親子」に気付いた時に連絡する専門機関の周知を図ります。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
児童虐待防止の啓発事業						

③ 住民参加型在宅福祉サービスの充実を図る

i 住民参加型在宅福祉サービスの展開

地域の中での住民参加型在宅福祉の取り組み、活動を推進する。

会員制で有償・有料制により家事援助サービス等を提供するなど、住民相互の助け合い活動を展開する。

実施主体	市・社協・地区社協
協力機関	ボランティア

〔目指していくこと〕

社協では、会員制で家事援助サービス（友愛センター事業）を展開していますが、多様な福祉ニーズに対応していくためには、身近な地域の中で支え合う関係づくりが必要なため、より多くの住民参加を得て、福祉サービスの提供を行う体制を整備することを目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27	
住民参加型在宅福祉サービスの展開		継続					
		調査	内容検討	見直し			
目標値	H21 実績	目標					
友愛センター事業登録会員数（名）	協力	188	190	230	280	320	320
	利用	229	230	260	290	320	350
利用者の満足度調査	—	利用者へのアンケート調査を行い、満足度を把握し、サービス内容の見直しや資質の向上に努める					

④ 住民相互の子育て支援を推進する

i ファミリー・サポート・センター事業の展開

地域の中で子育てを支援する事業として、ファミリー・サポート・センター事業の展開を図る。住民（会員）相互の援助活動を支援するため、サービスの依頼会員と提供会員の調整を行うなど、仕事と子育てを両立できる環境を整える。

実施主体	市・社協
協力機関	ボランティア

〔目指していくこと〕

公的な子育てサービスですが、住民による会員同士の相互援助であるため、サービス提供者を確保することや利用者のニーズに合わせ適切なサービス提供を行う調整作業が重要です。住民相互の助け合いがスムーズに行われるための体制整備を目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
ファミリー・サポート・センター事業の展開		継続		実施		
		内容検討	見直し			内容検討
目標値	H21 実績	目標				
ファミリー・サポート・センター事業登録会員数 (名)	1,502	2,100	2,400	2,700	3,000	3,300

⑤ 地域福祉活動を支える体制を整備する

i 地域組織、団体等の連携による事業の推進


住民同士の支え合い活動や福祉サービスと商店街の地域活性化の取り組み等を結び付けた事業を行うなど、社協や地区社協、ボランティア、NPO法人、商工会議所、企業等が連携して事業を推進する。

実施主体	社協
協力機関	市・商工会議所・地区社協・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

地域福祉活動等を行う際、各団体等が、単独で人や物、資金を調達するよりも、それぞれの得意分野を生かし、力を合わせ取り組むことは有効と考えます。たとえば、元気な高齢者が支援の必要な高齢者の買い物を手伝い、その謝礼として商店街の商品券を受け取るなど、住民相互の援助活動と地域経済の活性化の取り組みを組み合わせる“地域支え合いの仕組み”を広めていくことなどを目指します。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
地域組織、団体等の連携 による事業の推進	調整 検討	実施			協議検討



(4) もしもに備えた支援策を整備します

高齢者や障害のある方などの要援護者が地域で安心して生活することができるよう、大規模災害の発生を想定した地域の支援体制の構築を推進します。

① 災害時要援護者の把握と見守り活動を推進する

i 関係機関との連携による要援護者情報の把握及び管理体制の整備

災害時に支援が必要となり得る高齢者、障害のある方、外国人、子ども等の情報を把握し、もしもの時に地域の中で連携して対応できるよう、情報の共有方法、管理体制を整える。

実施主体	市・社協
協力機関	地区社協・福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

災害が起きた時、なんらかの支援が必要となる要援護者の情報は、十分把握ができておらず、地域の支援体制も十分ではありません。そこで、行政と地域の活動者が連携して、情報把握と見守り体制の整備を進めます。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
関係機関との連携による要援護者情報の把握及び管理体制の整備	調査	実施			
	検討			調査	見直し

ii 関係機関との連絡調整システムの整備

災害等もしものことがあった時に、市内の関係機関がスムーズに支援等の対応ができるように、関係機関同士の連絡調整のシステムを整える。

実施主体	市・社協
協力機関	地区社協・福祉施設・ボランティア

〔目指していくこと〕

災害時の連絡体制が整っている地区はあまり多くありません。電話等の通信手段が使えない場合、必要な情報の入手や伝達をどのようにするのか、要援護者の安否確認を誰がするのか等、もしもの時の連絡体制の整備を進めます。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
関係機関との連絡調整 システムの整備		整備状況 調査	実施 →			調査 見直し
目標値	H21 実績	目標				
連絡調整システムの整備	—	整備状況調査後、順次システムの整備を進める 多くの地区で連絡体制を整うことを目指す。				

② 災害時のマニュアルを作成する

i 災害ボランティアセンター設置マニュアルの作成

災害ボランティアセンターの立ち上げも含め、災害時に市や社協としてどのような支援・対応を行うかを検討し、マニュアルを作成する。

実施主体	市・社協
協力機関	警察・消防等

〔目指していくこと〕

災害時の支援を行う方々の拠点となる“災害ボランティアセンター”の設置に向けて、必要な機能や役割等を検討し、マニュアルの作成を進めていきます。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27	
災害ボランティアセンター 設置マニュアルの作成	策定	→			見直し	→

ii 地域における災害時に対応したマニュアルの作成

地区社協が中心となり、災害時にどのような対応を行うかといったマニュアルの作成を行い、地域住民に広く周知する。

実施主体	地区社協
協力機関	市・社協・福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

地域において災害時の対応マニュアルをつくる中で、様々な団体が、災害時の支援としてどのようなことを担えるかを検討、整理することを目指します。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
地域における災害時に 対応したマニュアルの作成	作成状況 調査	実施	→		
目標値	H21 実績	目標			
災害対応マニュアル 設置地区数 (地区)	—	作成状況調査後、地域の実情等に合わせ、地区単位の話し合いの場で検討を進めていく			22

基本方針 4 地域のネットワークづくり

～地域全体で支える福祉の実現のために



地域全体で、ともに支え合い、助け合う福祉のまちを実現するため、地域におけるネットワークを構築しましょう。

地域社会には、様々な組織、人材、施設、しくみといった社会資源があります。地域全体で支える福祉のまちを実現するため、こうした社会資源がネットワークを構築し、個々の社会資源の強みや連携・協力することにより生まれる新たな力を生かして、地域で抱える福祉課題への対応力を高めていく必要があります。

(1) 活動主体同士の交流促進を図ります

地区社協、自治会、民生委員児童委員、ボランティア、NPO法人、福祉サービス事業者など、地域における活動主体同士の交流を促進します。

① 地域福祉活動者の交流を促進する

i 地区別福祉懇談会（地区社協事業）

地区社協を中心に自治会をはじめ、各種団体、住民などが集まって、それぞれの活動の情報や意見交換の場として福祉懇談会を開催する。

実施主体	地区社協
協力機関	社協

〔目指していくこと〕

地域における福祉活動を進めるうえでの情報交換や協力機関との話し合いの機会を地区社協が主体となり進めていきます。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
地区別福祉懇談会		継続				
		内容検討	見直し		内容検討	見直し
目標値	H21 実績	目標				
実施地区数 (地区)	11	18	19	20	21	22

ii 各ボランティアビューローと施設との意見交換会

ボランティアを受け入れている施設の職員と、ボランティアビューローのボランティアアドバイザーとが集まり、「施設におけるボランティア活動について」の意見交換を行う。現在は、市内に4カ所あるボランティアビューローごとに実施している。

実施主体	社協
協力機関	福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

ボランティアの活動場所となる福祉施設との情報交換を行うことにより、受け入れ側と派遣元との情報の共有を図り、今後のボランティア活動における協力関係を強くする機会とします。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
各ボランティアビューローと 施設との意見交換会		継続				
		内容検討	見直し		内容検討	見直し
目標値	H21 実績	目標				
開催回数 (回)	2	2	4	4	4	4
参加施設数(施設)	17	17	30	30	30	30

(2) 関係機関の連携促進を図ります

地域のなかで様々な活動主体の協力による効率的・効果的な課題解決を推進するため、関係機関の連携促進を図ります。

① 各種関係団体の連携を促進する

i 各種関係団体のつながりづくり


市や社協、福祉関係機関の職員が、他分野、他機関の取り組み、地域の現状や課題といった情報を共有するため、また、お互いの役割を確認し合うために、市内で実施されている様々な会議等に積極的に参加する。

実施主体	市・社協・福祉関係機関
協力機関	地区社協・地区民児協

〔目指していくこと〕

地域の福祉関係機関等が開催する研修会や会議等に、より多くの地域活動機関、団体が参加することで、機関、団体同士の日常的な関係形成を目指します。

研修会、会議等に参加する機関、団体が、専門職としてどのような関わりができるのか、また、他機関とどのように連携していくのかを話し合う機会とします。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
各種団体とのつながりづくり	実施				

ii 保健・医療・福祉の連携


福祉分野を問わず、保健・医療の分野とも情報交換、情報共有のできる場を設ける。地域で生活をする人の中には、保健・医療の分野に関する問題を抱えている人も多くいるため、そういった困りごとを抱えている人の支援を関係機関と検討する機会を設ける。

実施主体	社協・福祉関係機関
協力機関	市・保健医療関係機関・医師会

〔目指していくこと〕

保健・医療・福祉分野の連携は十分進んでいるとはいえないため、それぞれの機関が連携を深める機会を設けていくことが必要です。

特に、精神障害のある方の地域移行支援等について、保健医療の分野との情報交換を行い、連携して支援する体制を目指します。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
保健医療福祉の連携	実施				
	協議				

iii 障害のある方・高齢者・子育て・介護者等当事者団体の連携促進

地域の様々な活動団体の活動を支えるとともに、活動団体間の連絡調整や連携の推進を図る。

実施主体	市・社協
協力機関	福祉関係機関・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

地域福祉を推進するためには、福祉関係団体等の活動が欠かせません。

それぞれの団体が市や社協の活動等を通じ連携を図ることで、川越市の福祉増進を図ることを目指します。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
障害のある方・高齢者・子育て ・介護者等当事者団体の連携促進	実施 状況把握	協議	見直し	協議	見直し

iv NPO活動との連携

NPO法人が地域の中で活動しやすいように、場所、人材、情報等の提供を行う。また、NPO法人と協働での取り組みを検討する。

実施主体	市・社協
協力機関	NPO法人・地区社協・ボランティア・福祉関係施設

〔目指していくこと〕

福祉関係事業を行うNPO法人が増える中、横のつながりがまだ十分にできていません。

地域福祉を推進するためには、こうした福祉関係のNPO活動との連携を図ることが重要であるため、協働による事業展開を図ります。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
NPO活動との連携	調査 検討	実施	協議	見直し	協議

(3) ネットワークの地盤をつくります

地域福祉を進めていくうえでは、地域の活動主体が協力し合い地域課題の解決にあたる必要があります。そのためには、住民同士のつながりや活動団体等の連携が欠かせません。そうした連携を図る機会を設けるなどネットワークの地盤をつくることを推進します。

① 地域のつながりづくりを推進する

i 地域福祉推進のための協力・支援者の拡充

地区社協において、活動の協力者、支援者を幅広く集めることを目指し、社協が中心となって様々な機関とつなげる取り組みを実施する。

実施主体	社協
協力機関	市・地区社協

〔目指していくこと〕

地区社協においては、担い手不足の問題が大きくなっており、地域行事や事業の運営に影響が出てきています。

こうした現状を打開するために、関係機関とのつながりや協力体制が築けるような会合や共同事業を設定し、活動を広める取り組みを推進していきます。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
地域福祉推進のための 協力・支援者の拡充	実態 把握	実施	→		見直し
			見直し		

② コミュニティソーシャルワークを実践する


i 多問題を抱える要支援者の自立支援

既存のサービスでは解決できないような多くの問題を抱える要支援者に対して、自立生活を送ることを目的とした支援体制を地域の社会資源を活用し取り組むなどトータルケアのシステムを構築する。

実施主体	市・社協・相談支援機関
協力機関	地区社協・福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

福祉課題が多様化し、複数の生活問題を抱えながら生活を送る人が少なくありません。多問題を抱える要支援者を地域の中から見つけ出し、既存のサービス以外にも、地域のボランティアや支援活動とつなぐことで、その人の自立した生活を地域ぐるみで支援していくことを目指します。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
多問題を抱える 要支援者の自立支援	内容 検討	実施			

ii 多職種連携の場（地域福祉ネットワーク会議）の設定

多問題を抱える要支援者への支援体制を組むため、各分野の専門職を召集し、問題解決に向けた話し合いの場をつくり、地域における支援ネットワークを形成する。

実施主体	市・社協
協力機関	地区社協・福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

多問題を抱える要支援者を支えるためには、多職種協働による支援体制を構築することが必要です。地域の各分野の専門職が集まり、問題解決に向けた話し合いを行う“地域福祉ネットワーク会議”の定期的な開催を進めていきます。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
多職種連携の場の設定	検討 協議	実施		協議 見直し	次期計画

iii 地域住民による助け合いシステムの構築

公的なサービスでは解決しきれない問題について、地域住民による助け合い活動などインフォーマルなサービスの提供体制を構築することで解決に結びつける。

実施主体	市・社協
協力機関	地区社協・地区民児協

〔目指していくこと〕

“地域住民の助け合いでできること”を整理し、問題解決に取り組むシステムを地区社協単位で整備していくことを目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27	
地域住民による 助け合いシステムの構築		調査 検討	実施				
目標値		H22 実績	目標				
助け合いシステムの構築 (地区数)		2	2	4	6	10	15

③ 行政機関と連携を図る

i 行政機関との連携による地域福祉の推進

地域福祉計画及び地域福祉活動計画を実行し福祉のまちづくりをすすめるため、市民が地域の福祉課題等を解決するための活動に取り組み、それを行政や社協が支えるといった連携を図りながら地域福祉の推進を図る。

実施主体	市民・市・社協
協力機関	地区社協・民生委員児童委員・福祉関係機関等

〔目指していくこと〕

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが取り組むこと【自助】と地域で協力して取り組むこと【共助】、行政等が取り組むこと【公助】が相互に連携を図ることが大切です。

地域福祉エリアミーティングなどの機会に地域住民と福祉関係機関、市や社協が連携を深め、地域福祉推進を図ることを目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
行政機関との連携による 地域福祉の推進		実施				
		協議	協議			

基本方針5 **安心して生活できる地域づくり**

～地域の中で、その人らしく安心して暮らせるために



誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、
みんなで協力して地域づくりを進めましょう。

市民一人ひとりが、生涯にわたり、住み慣れた地域で安心して生活するためには、総合的な支援が必要です。

困ったときに気軽に相談でき、必要なときに適切なサービスが利用できるよう、利用者本位のサービスの確保が求められています。また、市民と行政がともに考え、ともに行動する「協働」が大変重要となっています。

(1) 安心生活に必要なサービスを確保します

大人も子どもも、高齢でも障害があっても、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、必要なサービス（フォーマルサービス・インフォーマルサービス）の確保を図ります。

① ニーズに応じた福祉サービスを提供する

i 各福祉分野におけるサービスの提供

誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、福祉分野における必要なサービスを提供する。

実施主体	市・社協・福祉関係事業所
協力機関	ボランティア

〔目指していくこと〕

現在行っている各福祉分野におけるサービスを継続して実施するとともに、市民のニーズに即したサービスの量や資質の向上に努め、より多くの市民に利用してもらうことを目指していきます。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
各福祉分野におけるサービスの提供		継続				
		内容検討	見直し	内容検討	見直し	内容検討
目標値	H21実績	目標				
各福祉分野におけるサービスの提供	各福祉分野で提供するサービスについて、利用者のニーズに即したサービス量を確保する					

ii 総合福祉センターの活用

障害のある方の自立生活や高齢者のいきがづくり等を目的とした様々な講座・教室の開催、場所の提供等を行う。また、様々なグループ活動に活用できる“地域福祉の拠点”とする。

実施主体	市・社協
協力機関	地区社協・ボランティア・住民

〔目指していくこと〕

障害のある方や高齢者が楽しく講座や教室へ通う等、総合福祉センターを活用する人を増やすために、地域の人々の興味・関心のある講座、ニーズのある講座等の開催を目指します。

また、多くの講座、教室へのボランティアとしての参加の働きかけや地域活動者、ボランティア活動者が活動拠点とできるような場所の提供を行います。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
総合福祉センターの活用		継続 内容検討	見直し	内容検討	見直し	内容検討
目標値	H21実績	目標				
オアシス登録団体の活動状況	登録数 83	サークル活動者や地域活動者、ボランティア活動者がオアシスを活動拠点とできるように貸室を行う				
登録団体数(団体)	活動数 1,119					
障害者対象講座受講者数(名)	6,400	「自立支援」「生きがづくり」「健康の維持増進」の目的に沿い、参加者数13,000人を目標に各種講座を展開していく				
高齢者対象講座受講者数(名)	6,616					

iii 東西後楽会館の活用

高齢者の健康増進と教養、レクリエーションの場として、様々な講座・教室等の開催、活動場所の提供等を行う。

実施主体	市・社協
協力機関	ボランティア・福祉関係機関

〔目指していくこと〕

既存の取り組みの見直し等を行い、市民のニーズを満たすサービスの提供を目指します。また、高齢者の健康や生きがづくりを進めることで、“介護予防”や、“いつまでも健康な生活を送ること”につなげていきます。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
東西後楽会館の活用		継続				
		内容検討	見直し		内容検討	見直し
目標値	H21実績	目標				
東後楽会館利用者数 (名)	60,518	61,000	61,500	62,000	62,500	63,000
西後楽会館利用者数 (名)	78,468	79,000	79,500	80,000	80,500	81,000

(2) 地域で誰もが気軽に相談できる体制を整備します

困ったときに相談できる体制と総合性・専門性・一貫性をもった対応の構築に向け、相談支援機能の充実を図ります。

① 相談支援体制を充実させる

i 相談事業（心配ごと相談所事業）

市民が普段の生活の中で抱えている心配ごとや困りごとについて電話や面接による相談を受ける場を設ける。

実施主体	社協
協力機関	市

〔目指していくこと〕

市民が抱える様々な心配ごとについての相談窓口を設置することで、問題の複雑化を抑えることや、精神的な負担の軽減を図ることを目指します。また、相談者の問題を整理し、専門機関等へつなぐ役割を担います。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
心配ごと相談所事業	継続 内容検討	見直し	内容検討	見直し	内容検討


ii 福祉分野の一次相談窓口の設置

市民が気軽に相談できる福祉分野の一次相談窓口を設け、総合性・専門性・一貫性のある対応を行う。また、ネットワークを生かして、必要な専門機関につなぐ等、他の機関と連携した支援も行う。

実施主体	市・社協
協力機関	民児協

〔目指していくこと〕

「福祉の相談についてどこに相談すればいいのかわからない」、「いくつもの窓口へ回された」等の市民アンケートの声を受けて、福祉分野の相談を一括して受け付ける窓口の設置を進め、この窓口で相談者の抱える問題を明らかにし、つなげるべき専門機関を見極めて、適切なサービス窓口につながるまで支援することを目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
福祉分野の一次相談窓口の設置		設置 検討	設置			
目標値	H21実績	目標				
福祉分野の一次 相談窓口の設置	—	—	地域の福祉ニーズに応えられるよう 設置数や場所を検討して対応する			


iii 地域における相談支援体制の整備

市民が困りごとを抱えたときに、身近な地域で気軽に相談することができるよう、地域における相談支援体制の整備を図る。

実施主体	市・社協
協力機関	地区社協・民児協・福祉関係機関

〔目指していくこと〕

「身近な地域に相談できる場所や人がいると助かる」といった市民アンケートや地域福祉エリアミーティングでの声を受けて、地域住民の一番身近な場所で困りごとを気軽に相談できる体制を目指していきます。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
地域における 相談支援体制の整備		設置 検討	設置			
		地区の状況に合わせて順次設置				

(3) 安心生活を支えるシステムを整備します

福祉サービスを必要とする方や制度の谷間にいる方を適切なサービスにつなぐことができるよう、利用者の権利擁護など安心生活を支えるシステムの整備を推進します。

① 安心生活を支える事業を展開する

i 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）


高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方などで判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続きの援助、日常的金銭管理や書類等預かりサービスを行い、地域で安心した生活が送れるように支援する。

実施主体	社協
協力機関	市・福祉施設

〔目指していくこと〕

生活を支える事業においては、自立を支援することが大きな目的であるため、社協や福祉関係機関が連携し、判断能力の不十分な方への支援を行う体制を強化していくことを目指します。

また、事業の周知を図り、支援の必要な人を地域の様々な機関、団体へつなぐことができるような体制を目指します。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
日常生活自立支援事業	継続				

ii 成年後見事業

判断能力が十分でない高齢者、知的障害のある方及び精神障害のある方を補佐、保護し、財産を管理する“成年後見制度”に関する取り組みを行う。

実施主体	市・社協
協力機関	法曹関係機関

〔目指していくこと〕

地域住民や様々な関係機関、団体に“成年後見制度”の周知を行い、成年後見制度の普及啓発を進めます。

また、社協が法人として後見人となり、市民の安心生活を支えるとともに、市民の中から後見人となる人を育てる研修を実施し、市民の力を生かすなど制度の充実を図り、利用者の権利擁護を目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
成年後見事業		内容 検討	実施	→ 評価 見直し		
目標値	H21 実績	目標				
社協としての法人 後見事業の実施	—	調査 検討	事業 準備	実施	→ 啓発活動 適切な支援	
市民後見人研修の 受講者数 (名)	—	調査 検討	研修 実施	10	15	15

iii 生活支援関係事業（生活福祉資金・福祉資金・安定資金）

安心した生活を確保するために、低所得者や支援の必要な障害のある方、高齢者に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことで、その経済的自立と生活意欲の助長促進、在宅生活と社会参加の促進を図る。

実施主体	社協
協力機関	市

〔目指していくこと〕

社会情勢の変化により、就労したくてもできない方や、一時的な困窮状態に陥った市民を救う“セーフティネット”の機能を、行政や県社協と連携し適切に提供することで、要支援者の生活の安定を図ることを目指します。また、多くの生活問題を抱えた借入世帯への生活支援を行う方法の検討を進めていきます。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
生活支援関係事業	継続				
	検討	見直し	検討	見直し	検討

iv 地域福祉サポートシステムの構築

相談支援に関わる事業所や行政機関等と連携し、複合的または制度の谷間にあるような多問題を抱えた要支援者について、市や社協が関係する機関に呼びかけ、地域全体で支援策を考える会議を開催する。

そこで挙げられた解決策等をサービス化するなど、サービス提供機関等を支援するシステムを整備する。

実施主体	市・社協
協力機関	地区社協・福祉施設・ボランティア・NPO法人

〔目指していくこと〕

多問題を抱える要支援者に対しては、福祉の分野を越えた関わりが必要となります。また、既存のサービスでは対応ができない問題も多く発生しているため、こうした問題に対応している福祉関係機関や地域の活動者を支援するシステムとして、“トータルケア”の体制を整備していきます。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
地域福祉サポートシステムの構築	内容 検討	→			

(4) 誰もが安心して暮らせるまちをつくります

誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、住民同士の相互理解を進め、誰もが社会参加できる環境、暮らしやすい環境を整えます。

① バリアフリーの普及促進を図る

i 福祉車両貸出事業・短期車イス貸出事業

普段車イスを使用している方や外出時に車イスを必要とする方の社会参加を促進するために、福祉車両や車イスの無料貸し出しを行う。

実施主体	社協
協力機関	市

〔目指していくこと〕

障害による不自由さから、外出する機会が少なくなってしまう方もいます。そういった方の“移動”の面での不自由さを解消し、社会参加の機会を促進するための環境を整えていきます。

実施年度	H23	H24	H25	H26	H27
福祉車両貸出事業	継続				
短期車イス貸出事業	検討	見直し		検討	見直し

ii バリアフリーマップ・ハザードマップの作成

障害のある方や高齢者の社会参加を促進するために、車イスで利用できる施設の案内や危険な箇所を確認しバリアフリーマップをつくる。

また、災害時の危険箇所や交通関係の危険箇所を表示する等のハザードマップを作成する。

実施主体	地区社協・福祉施設・ボランティア・NPO法人
協力機関	市・社協

〔目指していくこと〕

だれもが、安全に暮らすことができるまちをつくるため、地域住民の参加を得て、実際にまちを歩き、マップの作成を進め、“自分たちでまちの安全を見守ること”を目指します。

実施年度		H23	H24	H25	H26	H27
バリアフリーマップ ハザードマップの作成		調査 検討	実施	見直し 調査	調査	調査
目標値	H21実績	目標				
マップ作成地区数（地区）	—	2	4	6	8	10